

教育民生常任委員会
決算常任委員会教育民生分科会

(平成30年 9 月 14 日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

それでは、これより健康福祉部に関する議案の審査を行います。

まず、部長からご挨拶をお願いいたします。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部長の辻でございます。改めまして、おはようございます。

私ども健康福祉部から、今議会では、保健所を含めまして8課1所の決算議案の審査をお願いしようと思っております。また、この委員会の中では、所管事務調査といたしまして、前回の議会から四日市看護医療大学、これの運営協議会、そして社会福祉協議会の理事会、また、障害者施策推進協議会の開催がございましたので、その状況について所管事務調査をお願いしたいと思っております。

前回、8月23日の議案聴取会の際でも申し上げましたけれども、決算議会は、プラン、ドゥー、チェック、アクションの本当に次なる部分に向かうためにも重要なチェックとアクション、このあたりをいただくということで、そういう思いでこのメンバー、きょうの委員会に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3項 生活保護費

第4項 災害救助費

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第1項保健衛生費（関係部分）

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、決算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についての健康福祉部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、項目が多岐にわたっておりますことから、議事の進行上、審査順序に記載しておりますとおり、まずは歳出第3款の民生費、それから、一つ飛びまして第10款教育費、それから、各特別会計の説明及び追加資料の説明をいただき、質疑を行った上、その他の質疑に入っていきたいと思います。その後、理事者の入れかえを行います。それから、歳出第4款衛生費の追加資料の説明及び質疑を行い、その他の質疑を行っていきたく思いますので、最後に議案第25号の健康福祉部所管部分につきましての議員間討議、討論、採決を行いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、歳出第3款民生費、第10款教育費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山でございます。おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、タブレット03教育民生常任委員会、下のほうにあります18平成30年8月定例会議会の07健康福祉部決算分科会資料をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、追加資料のご説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、13分の3ページをごらんください。

荒木議員より、平成29年度の相談件数につきまして、新規相談の受付件数の中で実際に支援に至らなかった際の理由についてお問い合わせをいただきました。

表の1の平成29年度の新規相談受付件数の表の合計559件と、2、平成29年度実支援人数401名の差、上の表の中段になります158件が相談に至らなかった件数となります。なお、この件数は延べでなく実人数になりますが、例えば成年後見制度とは何かといった、制度が知りたいとのお問い合わせが大半を占めております。また、相続、それから福祉サービスの問い合わせ等でありまして、概要の紹介、あるいはしかるべき相談窓口案内する等の対応により、初回のみで終了いたしました状況になります。

また、下の表をごらんいただきまして、平成29年度実支援人数401名の中に前年度から継続して支援を行っている方が113名ございます。この方に関しましては上の表のとおり内訳になっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、資料にはございませんが、経済的な理由で制度利用に当たって費用のご負担がでない場合の対応についてもお問い合わせをいただきました。この場合は、市が家庭裁判所への申し立て費用や後見人への報酬を負担する制度にて救済をしております。

以上で成年後見サポート事業の追加資料の説明を終わらせていただきたいと思います。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課の武藤でございます。よろしく申し上げます。

資料は13分の4をごらんください。

荒木議員のほうからご依頼がありました生活保護世帯の持ち家状況と、藤田議員のほうからご依頼がありました就労支援の状況の資料でございます。

1番は、持ち家に居住する保護世帯の表でございます。8月1日現在で保護世帯が2824世帯、そのうち持ち家の世帯は104世帯です。割合としては3.7%で、そのうち65歳以上の高齢者のみの世帯が59世帯でございます。

2番に移ります。生活保護受給者の就労支援状況でございますが、表では年代別に記載

させていただいておりますが、一番下の欄、合計としまして、支援者が227人で、そのうち就労あるいは訓練開始者が125人で、そのうち就労開始したことによって保護が停止した、あるいは廃止した人数が32人となっております。

続きまして3番です。生活保護を受給していない生活困窮者の就労支援状況でございます。一番下の合計です。支援者が16人で、そのうち就労、訓練開始に至った人数が12人となっております。

なお、表の下の米印ですが、この支援者16人につきましては、全員、生活困窮者住居確保給付金事業の受給者でございます。この事業につきましては、離職のために住居を失った、あるいは住居を失うおそれがある市民に対して家賃のみを支援する制度となっております。その支給の条件の一つに、市の支援員の就労支援を受けることということになっております。

私のほうからは以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 飯田保険年金課長

保険年金課の飯田でございます。よろしく申し上げます。

お手元タブレットのほうは、ページを一つ飛ばしていただきまして、13分の6のほうへお進みいただきますようお願いいたします。

13分の6から13分の9までの4ページは、中森議員のほうから追加資料のご請求をいただきました収納率の分析の資料、それから不納欠損額の分析の資料、それから、13分の8からは滞納処分の状況——これは収納推進課との連携の部分をあわせて示したもの——最後、13分の9につきましては、収納推進課への移管の状況等についての資料をご用意させていただきました。

13分の6につきましては、保険料収納率についての資料になります。収納率の推移につきましては、過去10年間の推移を現年度、それから滞納繰り越し分をそれぞれ棒グラフで表示をさせていただきました。

健康保険料は、低所得者の割合が多かったり、また、60歳以上の前期高齢者と呼ばれるような年齢層の加入者が多いという特徴もございまして、1度滞納が累積した場合には、

なかなかその解消が難しいというような特徴がございますが、その中で新たな滞納の発生を減らすために現年度分の収納を優先して取り組みを進めた結果、現年度収納率については前年度を上回ることができました。

一方で、滞納繰り越し分につきましては、加入者の生活が破綻することのないような留意はしつつ、資力があるにもかかわらず納付意欲に欠ける滞納者に対しては、給与等のいわゆる差し押さえというのを実施してきたわけでございますが、残念ながら、前年度の実績を上回ることはできませんでした。

今後の方針としましては、新たな滞納の発生を減らすため、現年度未納分に対する取り組みを継続しながら、滞納繰り越し分についても収納率の向上に向けて、高額滞納者等を中心に、納付の状況も把握しながら、滞納処分等に計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

13分の7は、不納欠損額の説明資料でございます。これも過去5年間の不納欠損額を原因別に棒グラフで区別をしながら表示をさせていただきました。

不納欠損につきましては、地方税法第15条の7の規定を根拠として欠損処分させていただいておりますので、その理由としましては、無財産、生活困窮等々、それから時効完成というのもございます。

昨年度、不納欠損額が増加した理由といたしましては、滞納整理をする中で各種調査を進めましたけれども、収入が少なく、預金等の財産を調査してもすぐに処分可能な財産が見つからず、滞納処分をすることができない世帯が多かったため、欠損処分が増加したものでございます。

今後とも、滞納発生の早期から財産調査を手がけていくとともに、生活実態の把握をしつつ、返済能力について判断し、欠損処分量を抑えていきたいというふうに考えております。

8ページをごらんください。

これは、過去3年間の滞納処分の件数の状況表でございます。当初、委員会資料のほうでは、2カ年につきまして保険年金課の分のみ記載をさせていただいておりましたが、収納推進課でも移管分については滞納処分をしていただいておりますので、その分を含め、過去3カ年ということでお示しをさせていただきました。数字につきましてはごらんのおりでございますが、平成27年度、28年度と全体では伸びてきたところが、平成29年度は滞納処分全体としても少し落ち込んだという状況でございます。

9ページをごらんください。

収納推進課への移管についての状況でございますが、その移管対象とする滞納がどんなものかということでございますけれども、滞納額が高額——おおむね30万円を超えるというような目安を持ってございますが——になり、かつ滞納が長期で解決困難なものというのを基本的に収納推進課のほうへ移管するようにしております。ただし、その(1)から(4)までお示ししたような条件につきましては除外をしているということでございます。

平成29年度新規移管分、継続移管分、合わせて594件移管させていただいておたわけでございますが、この移管の当時の状況として、どのような理由で移管の対象となったかというのが真ん中の表でお示しをさせていただいているところでございます。誓約の不履行であったり、あるいは、約束はさせていただいてもなかなか払っていただけないというような場合もあるかと思えます。

移管中につきましては、収納推進課に全くお任せということではなく、収納推進課主体となって滞納者と交渉するという部分はございますが、私どもとの間でも情報共有や進捗等、個々については状況確認を行っているところであります。また、両課合同で滞納者との納付の相談というのも必要に応じて行っておりますし、それを受けまして、今後の処分、あるいは交渉の進め方についても協議をやっているところでございます。

こういった移管につきましてどうなったかという結果を下のほうの表でお示しをさせていただきました。結果、おおむね3分の1というのは回収できた。その中でも594件中の76件については完納に至ったというような状況でございます。それから、移管中に執行停止になったものが若干ございますが、引き続き収納推進課のほうで平成30年度も継続移管となったものは265件ということでございます。済みません、表中、記載がちょっと漏れておりますが、残りの251件につきましては、収納推進課から保険年金課のほうへ移管が戻ってきたという状況でございます。

国民健康保険につきましての説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

続きまして、タブレット13分の10ページをごらんください。

荒木議員より、市内の訪問看護ステーションにつきまして、閉鎖等により事業者数が減少しているのではとの懸念をしているが、状況はどうかとのお問い合わせをいただきました。

資料、1の四日市市の訪問看護ステーションの推移をごらんください。グラフのとおり、増加傾向をご確認いただけたと思います。

また、訪問看護ステーションの事業所数の変動につきまして、2の項をごらんください。平成29年度に人員確保が難しいとの理由で1事業所から廃止届が出されております。

なお、第7次三重県医療計画掲載のデータでは、平成29年4月1日現在の人口10万人当たりのステーション数は、全国が8.4カ所、三重県が8.6カ所となっており、四日市市はともに上回っている状況にあります。現在の事業所数の今後の維持も図っていきたくというふうを考えております。

以上で在宅医療・介護連携事業に関する本市の状況の説明を終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

続きまして、11ページと12ページをお願いいたします。

荒木委員から、認知症総合支援事業に関連いたしまして、認知症初期集中支援チームの対応状況についてご質問をいただいております。

まず、1番目でございますが、新規対象者63名につきまして、その属性などをまとめております。およそ3分の2が女性、同じく3分の2が80歳以上の方となっております。また、一人暮らしの方も4割を占めているというような状況でございます。

この事業につきましては、認知症の初期段階の方を主な対象としたものではございますけれども、まだ事業が始まって間もないこともございまして、分け隔てなく対応しておるというような状況でございまして、約半数の方が認知症の初期段階以外の方、少し症状が進んだ方ということになります。また、認知症以外の方もおみえになりまして、この方につきましては、診断の結果、他の精神疾患等が確認された方などでございます。

それから、12ページでございますけれども、相談の経路といたしましては、在宅介護支

援センター経由が6割となっております、そのほか、民生委員さんでありますとか、ご家族様のご相談がございます。

次に、支援修了者でございますけど、52人の方の状況についてでございます。医療機関の受診につなげることができましたのは、入院も含めると7割を超えております。未受診の方につきましては、ご本人様の拒否が強く、なかなか介入ができなかったりでありますとか、かかりつけ医の方に受診はしていただきましたが、認知症の診断、治療には至らなかった例がございます。

次に、介護サービスの利用につなげることができたのが5割強となっております。支援前にはほとんど利用されていなかったということを考えますと、ある程度効果があったと考えております。未利用の方につきましては、まだサービスの利用が必要でないと判断された方、あるいはちょっとご本人が拒否されているというような状況がございますけれども、その方につきましても、引き続き修了後も地域包括支援センターの専門職がかかわったり、あるいは在宅介護支援センターで引き続き見守りを行ったりというようなことをしております。

続きまして、13ページでございます。

藤田委員から、介護予防・日常生活支援総合事業に関連いたしまして、各地域での総合事業の取り組みについてご質問をいただいております。それを一覧にまとめましたので、表にしてお示しをさせていただきます。

基準型の通所介護のAにつきましては、在宅介護支援センターが実施しているものでもございますけれども、地域のボランティアの方も活躍していらっしゃるというような実態もございますので、一緒に記載させていただいております。訪問型サービスB、通所型Bにつきましては住民主体サービスでございます。こちらも今年度につきましても徐々に広がりを見せているところでございます。

介護予防の取り組みといたしましては、いきいき百歳体操とふれあいいきいきサロンについて記載、ご紹介をさせていただきます。サロンにつきましては、できるだけ身近な地域で実施していただけるようにと考えておりますので、規模や回数につきましてはさまざまございますけれども、576のサロンのうち月1回以上――ですから年12回以上でございますけれども――活動していらっしゃるところが423サロンとなっております、全体の4分の3でございます。その中、さらに週1回以上活動していらっしゃるというのに限りますと142サロンとなっております、全体の4分の1というような状況でございます。

ます。このようなサロンの中から住民主体サービスに発展してきたという例もございますので、引き続きしっかりサポートしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

これよりご質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。追加資料について、まずご質疑のほう。

○ 藤田真信委員

介護予防の資料、ありがとうございました。地域間でばらつきがあるんじゃないかという指摘がいろいろとずっと出ていましたけれども、いずれにしても、北、中、南というような区分けの中でも支援センターを中心に厚みのある形でやってきていただいて、徐々に地域それぞれ満遍なく進んでいるというのが実感できましたので。ただ、やはり訪問型のBであるとか通所型のBというのももう少しふえてもいいんじゃないかなという気はしています。ですので、いずれにしても、その辺の力を入れていただくということが大事だと思うんですけど、きょう、ちょっとお聞きしたいのは、先ほど課長からのお話にもありましたけれども、いきいき百歳体操であるとか、ふれあいいきいきサロンであるとかということで、介護予防だけじゃなくて、日々の生活を豊かにしていただくという意味合いの中での事業をどんどんふやしていただいていると。これは地域の方の意識もどんどん変わってきているというふうに思うんですけども、ふれあいいきいきサロンから介護予防の事業にシフトした事例もあるというふうに課長おっしゃっていただきました。それが僕は非常に重要だと、重要なポイントだと思っていて、その辺がどれぐらいあるかというところをちょっとお聞きしたかったんですけど、具体的な件数とまでは言いませんけど、どれぐらいの割合でそういった発展性のものがあるのかというのを確認させてください。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

サロンの規模とといいますか、サービスBを始める前にサロンのような形で始めていた、あるいはサロンを長く続けていただいている間に発展していったと、いろんな形のものがございますけれども、通所型という点におきましては10カ所程度ございます。

○ 藤田真信委員

その10カ所ということ自体——僕は数値的にどうのこうのと言うつもりはないんですけども——その10カ所のそれぞれの内容も、やっぱり形態もある程度違うと思うんですね。ですので、ふれあいきいきサロンからそういうふうな通所型に発展したような内容も、もしあるのであれば具体的にそれを分析していただいて、地域性もあるかもしれませんけれどもほかの地域に対して、ここからこう発展してこういうふうな取り組みができましたよというふうなバックというか、成功例の事例の周知というのもぜひほかのサロンに向けてもどんどんやっていただいて、どんどんサロンが発展していくような、そういう仕組みを今後ともつくっていただきたいなというふうに思います。それは意見として申し上げさせていただきます、あともう一つ、関連があれば……。関連はないですもんね。

あともう一つお願いしたのが、就労支援の話なんですけれども、着実にその支援が就労につながっていくということの確認をできました。ありがとうございます、資料。

ただ、年代別で出していただいて、やっぱり浮き上がってきているのが、それぞれの年代の事情があると思うんですけども、私、特に若い世代、20代、30代が、やはり就労をうまくスムーズに行くことによって——次のまだちょっと残されたと言ったら言い方が変かもしれないけど——まだまだ長い将来のある中で、そこで基盤をつくっていただくということがすごく重要だと思っているんです。

そういった意味では、20代、30代を見てみると、訓練は、例えば生活保護受給世帯でいくと、20代、17名の支援者のうち就労、訓練開始が7名、30代に関しては20名のうち13名ということで着実につながっていると思うんですけども、これはできれば17名を17名、20名を20名というような形でぜひ粘り強くやっていただきたいと思います。

なおかつ、これは同じようなことなんですけれども、言葉としてはあれですけど、生活困窮世帯ですね、生活保護のない世帯の部分も20代で2分の1名、30代で6分の4名ということで、これもやっぱり100%を狙っていかなきゃいけない部分だと思います。だからといって、ほかの世代、ほったらかしでいいよとは言っていないのでね。特に若い世代にも

重点的に、やっぱりほかの世代と違う理由もあると思いますのでその辺も含めてしっかりと対応していただきたいなと思うんですけれども、何かご所見があればお伺いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、20歳代、一番働ける年代だと思いますけれども、藤田委員おっしゃるとおり、17人中7名、もう一つ言うと、10歳代、5人中1名ということになっておりますけれども、これ、ちょっと分析してみますと、中学校時代に不登校になって、ひきこもりになって、そのまま年を重ねたという人が多くなっております。それが20歳代になってもずっと引きずっておって、なかなか支援をしていくんですけれども従っていただけない、あるいは、極端に言いますと、役所で指導しますので、助けますので来てくださいねって言わせていただいてもなかなか来ていただけないという人が多くなっておりますので、この数字になっておるかと思いますが、今後何とか、将来のこともありますので対策は練っていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

細かい議論はもう避けますけれども、実は、私らの世代も、高学歴でも、結局はちょうどバブル崩壊後の直後が就職時期だったということですので多いんですよ、ひきこもりと言うとちょっと語弊があるかもしれないけど、正規につけない。非正規でやっていくんだけれども、やっぱりなかなか長続きしないとかというのもあるんですよ。

そういうふうな状況にならないというのは、やっぱり若い時代にしっかりと対策を打っていただいて、それで効果を出すということがまず第一関門というか、それがまず優先順位として高いと思うので、すごく難しい課題ですが——ひきこまれてしまうと、なかなか外に出ていただけないというのは私らも経験していますし、そういう意味ではすごい難しい部分があるんですけれども——じゃ、それでひきこもりだから仕方がないというふうに諦めてしまうんじゃなくて、やっぱり徹底して支援を行っていただくということと、あとはひきこもり——これは健康福祉部から離れますけど——ひきこもらないような支援策というのもやっぱり連携してしっかりと情報交換をとって強めていただくということをお願い申し上げて、僕からは終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 荒木美幸委員

追加資料、ありがとうございました。

まず、成年後見サポート事業ですが、表にさせていただいて、よくわかりました。年々需要が非常に高まる中で、社会福祉協議会さんをお願いをしている事業ではありますけれども、幾つか確認したいのは、まず、つないだ数が288名と。それから、日常生活自立支援事業、こちらは確認ですけれども、比較的安価に受けられる権利擁護の事業と考えてよろしいですね。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

申しわけございませんでした。そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

一番知りたかったのが158件なんですね。説明など初回の相談のみだったということで、その状況がどうなのかって思っていたんですが、今ご説明いただいたように、簡易な問い合わせであったということですね。わかりました。ありがとうございます。

今後なんですけれども、状況はよくおわかりはいただいていると思うんですね。そして、この事業も少しずつ拡充をしていただいているのも存じていますけれども、やはりこれから認知症の数もふえていくという中で、ますます必要となってくる時代になってくると思いますし、もちろん成年後見人も大事ですし、また、そこからなかなか経済的理由でこれが利用できないという方の受け皿ということもあわせて考えていかなければならない時代に入ってきていると思いますけれども、課題及び今後の方針というところに、平成30年度より専門員を1名増員、そして、さらに今後は相談体制の充実を図りというような書き振りをさせていただいてありますが、具体的に、この時代背景、また需要も考えた場合に、来年度に向けてどのような拡充——ここには拡充、充実というふうには書いてありますけど——について今のお考えをお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

平成30年度に増員をさせていただきましたので、すぐに来年度またということは想定をしておりませんが、できるだけ今の体制の中できめ細かい対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

やはりマンパワーがすぐくまらず必要になってくると思いますし、私もいろんな自治体の視察をさせていただくと感じますのは、成年後見人制度というのは、後々、空き家問題の解決であったりとか、あるいは固定資産税の解決になったりとか、市の課題解決にやはり実はすぐくつながっていくという状況なんですね。東京都の品川区などは、これは市民後見人ではありますけれども、社会福祉協議会の半数のメンバーが成年後見人の担当というぐらい、やはり本腰を入れて取り組んでいるという自治体もありますので、そういった事例も視察をしながらぜひ研究していただきながら、四日市の30万人都市にどれぐらいの成年後見人の制度の充実が必要なのかというのは、やはり関心を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、私ども、きょうはおりませんが、会派の山口議員も関心を持って質問などもされていると思いますので、繰り返しになりますけれども、やはり今後は、国の方向もありますので、医療と福祉関係がチーム体制を、後見人と医療と福祉関係者がチーム体制をつくってやっていくという部分がこれからの流れになっていきますので、まだまだ来年スタートの地域福祉計画ですね、ここの中の後見人の部分というのはちょっと薄いので、次に向けてどうここを拡充し、充実していくのかというのをやはり意識を持って取り組みをお願いしたいと思います。最後は意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ですね。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 荒木美幸委員

追加資料ですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、追加資料。

○ 中森慎二委員

追加資料の分で当該の審査対象になっているのは、その該当のところでいいわけですね。例えば国民健康保険料の滞納の資料をもらいましたけど、国民健康保険の審査のときでいいわけですか、質疑するのは。

○ 伊藤嗣也委員長

あくまでも追加資料……。

○ 中嶋議会事務局主幹

今、国民健康保険が審査対象になっていますので。

○ 伊藤嗣也委員長

オーケーです。済みません。ごめんなさい。

○ 中森慎二委員

委員長、私、今、別でもらったんですけど追加資料は紙ベースでもらうと非常に助かります。

○ 伊藤嗣也委員長

わかりました。他の委員の皆様もちょっと……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません。お配りしてください。済みません、気がつかず。ありがとうございます。そうやって言っていただくと助かります。進行がスムーズに行くほうだと思いますので、よろしくをお願いします。

改めまして、中森委員、いかがでしょうか、ご質疑は。

○ 中森慎二委員

国民健康保険のところでさせてもらいます。

○ 伊藤嗣也委員長

追加資料のほうでいかがですか。

今やってもらっていいんで。今、追加資料で出ていますので、今オーケーです。

○ 藤田真信委員

荒木委員の成年後見サポート事業の件で、関係者との連携という部分で、どういうふうな形でこの平成29年度、取り組んでいただいていたかということだけ。それまでの過去の部分で、連携で例えばうまくいっていなかった部分に対してどうクリアしたのかとか——あればですよ——うまくいっている部分をどういうふうに発展させたかとか、具体的な何かあれば教えてください。なければなしで。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

いろいろ行政書士の方とか司法書士の方とか弁護士さんとか、いろんな方に社会福祉協議会のこのサポート事業を進めていくに当たりましては関係していただいて、そこにいるんなご意見をいただきながら進めているというのが当然でございますけれども、その後、い

ろいろ市長申し立てとか、いろんな成年後見の制度を利用させていただくに当たりましては、皆様方に後見人となっていただいたりとか、そういったことでいろんなそういったサポートをいただいているというような状況でございます。

そのような方々につきましても、当然、そういった申し立てを進めていくに当たってのさまざまな事務をお願いしたり、皆様のご意見をいただいたりというような形でございますので、常に連携をとりながら進めておるところでございます。

○ 藤田真信委員

細かい、どういう具体的な課題があるとか、その辺は原課の方が十分ご存じだと思うので、しっかり今後も連携を強化していただくようにお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ということで。

中森委員、お待たせしました。

○ 中森慎二委員

追加資料をいただいた国民健康保険料の滞納繰り越しの関係ですが、資料の7ページ、2番の総括のところの不納欠損の無財産から時効分というまでの区分のところ、時効完成というか、時効は5年でしたっけ。

○ 飯田保険年金課長

国民健康保険料ということでございますので、時効完成は2年ということでございます。

○ 中森慎二委員

無財産のところは、差し押さえ可能財産を調査するも判明しなかったので無財産で不納欠損処分をしたと。時効完成は、財産調査など行うも、財産が判明するまでに時効完成したものと、この違いは何ですか。2年間の間に判明できなかったということなの。行政努力が足らなかったんじゃないの、それやったら。

○ 大窪保険年金課副参事兼保険料収納室長

保険料収納室長の大窪と申します。よろしくお願いいたします。

無財産につきましては、市の持つデータ、それから銀行、勤務先、生命保険会社、不動産課税台帳の調査を行っても、差し押さえ財産が判明しなかったものであります。それから、時効分につきましては、調査中に時効を迎えてしまったものというものになっております。

以上です。

○ 中森慎二委員

だから、精力的に調査したらわかったんじゃないの。2年間もあったのに調査できなかった理由は何なの。

○ 飯田保険年金課長

滞納が発生し、それから滞納整理の中では、相手方への納付の催促であるとか、そういうことを手順として進めていくわけではありますが、議員おっしゃられるように、財産調査等に取りかかるタイミングが遅くなって、2年間の時効完成の間までにそういうものが判明できなかったというものでございます。

○ 中森慎二委員

だから、2年間で調査できなかった理由は何かって聞いているの。

○ 伊藤嗣也委員長

はっきりわかりやすく答弁願います。

○ 中森慎二委員

無財産は、調査をして、なかったことがわかったわけでしょう。それ以外のものはもうどうでもいいから時効完成にしてやるという話か。不納欠損処分しているということの重大性をちゃんと捉えなあかんのじゃないの。安易に2年を過ぎたから、もうこの中に入れておけばいいという話では困るわな、これは。2年間、どんな努力をしてきたのか。

○ 伊藤嗣也委員長

はっきり明確な答弁を願います。

○ 大窪保険年金課副参事兼保険料収納室長

無財産の世帯は今回ふえておりまして、財産調査につきましては多く進めておるところなんですけれども、なかなか業務の進捗把握がそのあたりできておらず、どうしても時効になってしまったものが出てしまったということです。今後、業務の進捗を十分に行いながら、時効分というものを減らしていくというように進めていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

だけど、これは国民健康保険に加入している全加入者に損失を与えている話ですよ。そんな簡単な話ではないじゃないですか。平成25年度は6000万円も時効分で不納欠損しているわけだろう。それから見れば、3分の1に減っているとはいうものの、2年間の収納、あるいは財産の調査についてどんなシステムでやっているのか、ちょっと明らかにしてもらわないと納得できないな、これは。国民健康保険の加入者に対して説明責任があるんですよ、行政は。財産は調べたけどなかったというのなら、それはしょうがないね。無財産という分類については許されるけど、時効完成で財産が判明するまでに時効を迎えてしまったと。これ、刑事罰の話でいけば、刑事罰の時効がこれまで警察が捜査していなかったみたいなお話で、していたけどわからなかったって。そんなことで説明できるんですかね、国民健康保険の加入者に。これは他で真面目にちゃんと払ってもらっている人に対して説明できないんじゃない。2年間の時効があるのに、調べてもわからなかったって。銀行口座も何も調べる、行政の皆さん方は権限は持っているわけでしょう。私が個人的に調べるわけじゃないんだから。どんな調査をしているの、これ。

○ 伊藤嗣也委員長

質疑に対する明確な答弁を求めます。

○ 飯田保険年金課長

申しわけございません。滞納者に対しまして、督促催告、それから呼び出して生活状況の把握等、あるいは納付の約束といったことをしながら収納を進めていくわけなんです、

そういった交渉を進める上で、中には、途中で対象の相手方さんが払うわという約束をしていただいても、なかなかそこが履行されないというような状況も中にはございます。そういったことで、財産調査に取りかかり、あるいは滞納処分に取りかかるタイミングを逸したというところはございますけれども、そういう流れの中でそういうタイミングを逸したという部分で時効という部分でなってしまったというところはございます。ただ、財産調査につきましては、給与、年金はもちろんでございますが、預貯金、それから資料の中に例えば生命保険の加入記録があれば生命保険の加入、あるいは不動産といったものについて調査対象とさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○ 中森慎二委員

そこまでの権利を持っていて、滞納者が払いますわと言っていて、払ってくれないんで2年になりましたって、市民の人に説明できるのそれで、行政の仕事として。多くの人は真面目に保険料を払ってもらっているんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、大丈夫ですか、課長。

○ 飯田保険年金課長

個々のケースに対して対応していく中で、当然、多くの方がいろんな生活が苦しい中でも工面して保険料を払っていただいている状況は、私ども、日々ひしひしと感じているところではございますが、片方、滞納者に対しても、個々にはいろんなやりとりの経過がございます。その中で相手の言は信用して、約束もいただきながらという部分の中で、結果としてそういう権限を持った調査、あるいは処分、これに取りかかるタイミングを逸してしまったということは責任として非常に重く感じております。

○ 中森慎二委員

平成29年度に不納欠損処分を行った時効完成の約2000万円、これの内訳、どんな交渉手続をして、どんな調査をして、どうしてこれが時効完成になったのかという資料を出してください。

○ 伊藤嗣也委員長

資料はどれだけかかりますか、準備に。

○ 中森慎二委員

行政としてちゃんと努力をした結果がこの時効完成なら、私はやむを得ないと思いますよ。これだけ見ていたら、無財産で調査したものと時効完成との違いがよくわからぬのですよ。2年間待てば時効完成になるからというふうに安易に捉えているふうに思われてもしょうがないじゃないの。市民への説明責任をちゃんと果たすために、ここの内訳はちゃんと明示してもらわないと、これはちょっと納得できないですね。

これは介護保険料でも言えることなんだけど、ちょっと資料を後でお願いしたい。介護保険もちょっと同レベルの資料を出してもらわなあかんね、滞納の状況も。介護保険は、太田さんが質問された部分もあるんだけど、不納欠損額が3600万円、収入未済額4000万円という話になっていて、介護保険は年金天引きが多いので、額としては少ないんだけど、でも、恒常化している状況もあると思うんですよね。だから、そこら辺の内容はちゃんと決算の部分で明らかにしていけないと。それらの滞納対応が介護保険についてはどのように行われているのか、ここらあたりについてはちょっと資料を改めて出してほしいなと思います。資料が出た時点で、この件はまた改めて、国民健康保険のことはさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません。ちょっと資料の準備、どれだけかかるか、ちょっと確認させてください。

○ 中森慎二委員

私は一旦これで終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 飯田保険年金課長

お答えが遅くなって申しわけございません。

既存の資料としてはちょっと整理したものが不十分でございますので、お時間をいただきたいと思います。昼過ぎ、昼一ぐらいをめでちょっとお時間をいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

○ **伊藤嗣也委員長**

中森委員、よろしいでしょうか。

○ **中森慎二委員**

結構です。

○ **伊藤嗣也委員長**

それでは、準備のほう、至急入ってください。よろしくお願いします。

他の質疑のほうをよろしくお願いたします。その他の委員で。

○ **荒木美幸委員**

では、保護課の資料、ありがとうございます。生活保護の持ち家があるという方が少し前から気になりながら、初めてこの数を知りました。ありがとうございます。全体からは少ないものの、やはり半数以上が高齢者の方ということですね。この増減というのは、数年、どんな感じで推移を。大体、感覚で結構です。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

増減につきましては、余りちょっと数的に変化はないように思うんですけども、なぜ高齢者の方が少ないかと申しますと、65歳以上の持ち家の方につきましては、その土地の評価額が1500万円以上でありましたら、社会福祉協議会から土地を担保にお金を借りることができます。それが生活保護世帯ですと、1500万円が500万円に少なくなるんです。それで、例えば60歳ぐらいで持ち家の方が生活保護を受けられましたら、65歳になったらこの制度が受けられるよ、申し込んでくださいというお願いというか、もうこれは指導になりますね。なぜなら、生活保護は他制度をまずは優先して活用するということになっておりますので、その関係で、ここ5年から10年、生活保護世帯にリバースモーゲージ制度と申しますけれども、それを受けてもらう世帯が多くなっておりますので、感覚としてはそ

んなにふえていないけれども、若干減っておるかなというところでございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

よくわかりました。ありがとうございます。そういう制度なんですね。

ちなみに、そういう担保物件として確保して、ご本人が亡くなられたケースで相殺というパターンというのはこれまでにあったんですか。相殺したというケースは。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

この制度を利用されますと、自動的に生活保護は廃止になりますので、その後のことについては把握はしておりません。ただ、過去に1件、借りられる額を全部借りられて、生活保護に再度戻られたというケースはございました。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

それと、ちょっと先ほどの藤田議員の少し関連になりますが、就労支援のところ、これは特に質疑ということではないのですけれども、本当に保護課さん、就労支援についてはお骨折りいただいているというのも、私もお世話になっていることが時々ありましたので、大変感謝をいたしております。ありがとうございます。

最近の、就労支援もそうなんですけれどもやはり生活の方々の様子を見ると、家計管理がうまくできないというのも大きな課題になってくるのかなというふうに思うんですけれども、ご存じと思いますが、10月から国の予算が拡充をされてきますね、これ。就労支援と、それから家計管理の両方を一体的に行うことによって、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられるというのがこの10月からスタートしてくると思いますので、大いに国の予算を活用していただいて、しっかりとサポートを充実していただきたい、それだけ添えさせていただきます。お願いします。ここは意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ということで。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 太田紀子副委員長

ちょっと内容的に教えていただきたいんですけども、9ページの収納推進課への移管状況なんですけど、その中の2番目の項なんですけども、1はわかるんですけど、件数の多い2の常習的な誓約不履行とか、あと、5の保険料に関する納付義務の意識が薄いというような、この部分なんですけど、この方たちは納付できるそれだけの納付能力のある方ですか。

○ 飯田保険年金課長

ここら辺の対象者の方、実はさまざまな方がみえるんですけども、それなりに収入もあって、約束もしていただく——2番のケースですね——けれども、それがなかなか約束どおり守られない、あるいは、それが例えば毎月というような約束をいただいても、二、三カ月に1回ぐらいしかお支払いがしていただけない。あるいは、5番目の方は、そもそも払いますわというようなお言葉をいただくときも多いんですが、なかなかそれが守られないということで、ただ、収入につきましては、低所得者のいわゆる収入が少なくてやり繰りしている中でなかなか約束が守られないという方も時にはみえますし、ある程度一定収入があって、この人、払えるんじゃないかなと思いつつ交渉させていただいても守っていただけないというような方もおみえになるのが実態でございます。

○ 太田紀子副委員長

それこそ収入があって払っていただけないという方については、もっともっと説明というか、保険のそもそもの話をさせていただくのもあれなんですけれども、払えない方に対してここへ回す以前の問題としてもっと打つ手だてというか、あれがあるんじゃないでしょうか。

それと、この数を見ると、ほぼこの2点が多くを占めているような状況というのは、やはり、これ、毎回毎回、支払い能力があるにもかかわらず支払っていただけないという状況は、先ほども言いましたように、国民健康保険に対する理解というか、みんなが協力して払わないとだめという、そういう皆さんに考え方が行き渡っていない、周知不足がうかがえるんですけど、いかがでしょうか。

○ 飯田保険年金課長

これは、日々の滞納者の方とのやりとりの中で、私ども、非常に苦勞、苦心するところなんですけれども、副委員長おっしゃられた1点目、なかなか収入が少なくしてお支払いが難しいような方に対しては、もっと手前でというようなご意見を頂戴しました。そこは非常に私どもも大切なところだと思っておりまして、生活の実態等も聞き取りをしながら、丁寧に対応させていただいているつもりではありますが、中には何とか払いますと、お約束しますと、納付分納誓約書というんですか、紙を書きいただく方もみえて、これぐらいの額だったら払えますかということでお約束をさせていただいても、なかなかそれがしていただけないという中でもみえるところもございます。

それと、2点目、そもそもの保険に対する理解がというご指摘を頂戴しました。確かに、俺、医者にかからんから払わんでもええやろうっておっしゃられる方もございます。いや、そこはやっぱり皆さんで助け合いですよと、いざとなったときに困らないように入っただくと、皆さん、何かの保険に入っただく制度ですよということは何回もお話をさせていただくところなんです、なかなかまだまだ私どもの努力が足りない部分もありまして、皆さん方にそういうご理解をいただけないというのは、まだまだ私どものやり方を工夫する余地があるところじゃないかなというふうに考えております。

○ 太田紀子副委員長

私の周りにも、病気にならんのに保険料を払わんならん、ばかくさいと言われた人がみえましたけれども、それでも払わないと差し押さえが来ると怖いから払うなんていう方もいらっしやいましたけれども、やっぱりこの数字が減らない限り、なかなか納付率も上がらないのかなと思うところがありますので、ぜひともきめ細やかなそういう対応を。わかりやすく言っていただく、割に納付とか、そういうのが難しい言葉だつて言われるんです。納めるとか、差し押さえされるとどうなんやとか、そういうことを割に事細かく説明して、お役所言葉じゃないですけれども一般の市民の人にもわかりやすく説明していただくというのもあるですし、ある方がこんなことをおっしゃられました、支払いますという約束をしました、自分が払えるのはこれだけだよねって言われて、はいつて言ったけど、後々考えたら、返事はしたものの、本当に払えるんやろうかってすごく後で後悔したじゃないけど、どうしたらいいんやろうという、そういうご相談を受けて、何とか支払うようにはで

きたんですけれども、そういった部分でも本当にその人の今の生活の実態でその金額が払えるのか、そういった本当に細かい点ですけれども、その辺にも留意していただいて、支払いという部分では特に低所得者の人に対して気を配っていただくように、ご配慮いただくように、これはお願いでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑ございますか。

○ 荒木美幸委員

訪問看護ステーションの資料、ありがとうございました。

委員長、済みません。実は、この補助金は平成28年度に終わっているようで、平成29年度決算には直接数字上反映されていないんですが、ただ、地域包括ケアシステムのかなめとなる施設でもありますので、質問させていただいてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 荒木美幸委員

済みません、ありがとうございます。

まず、表、ありがとうございました。非常にわかりやすいです。

もう一つ確認なんですけど、この補助制度が始まったのは平成23年度ぐらいだったかなという記憶なんですけれども、正確ですか。いいです、また後で。そのくらいかなと私も記憶しているんですけれども、第1号の方がそのぐらいの方におつくりになったんじゃないかなと思いますので、済みません、ありがとうございます。

そのころから始まって、順調に推移をしておりますね。そして、平成28年度で補助制度が終わって、一旦落ちつき、そして、今回初めてクローズを残念ながらした訪問看護ステーションがあります。実は、きのう、関係している方にちょっとお聞きをしたら、南のほうでも8月末でクローズをしたところがあるという情報をお聞きしておりますので、ちょっとまた確認をしておいていただきたいと思います。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

情報ありがとうございます。今、荒木議員さんの言われました8月末に関しては情報をつかんでおりませんので、至急把握して、また公開したいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく願いいたします。

○ 荒木美幸委員

確認ですが、補助金、上限200万円ほどだったのではないかと思います。これを受けた事業所は、5年間は経営が苦しくても続けなければいけないというルー尔的なものがありますか、これは。補助金の。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

事業を続けていただくに当たりましては制限は設けさせていただきまして、その経過年数に応じて事業をたたまれた場合には返還というのは規定がございます。

○ 荒木美幸委員

補助金をいただいたら、5年間は絶対に続けなきゃいけないということですか。ごめんなさい、よくわからない。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

そのようにお願いしております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

そこで、今回、クローズ1件ということなんですけれども、やはりいろいろ意見交換を実は当該者の方ともさせていただく中で感じますのは、やはり随分経営は苦しいようです。やはり2.5名を保っていくというのが小さいステーションほど大変なんです。大きい、例えば病院に併設をされているところですか、あるいは施設に併設をされているところというのは比較的経営が成り立ちやすいとお聞きをしておりますが、やっぱり単体でやっ

ているところは本当に大変で、ただ、地域のかなめとしての役割という責任感で本当に頑張っていた。実は、最初のほうに立ち上げられた方がこんなふうにおっしゃっていたんですね、当時、本当にスタートだったので、市の職員さんが本当に細やかにかかわってくださって、いろんな相談に乗っていただけたというふうに、それでここまで頑張ってこれたというのもお聞きをしております。

やはり補助金というものをお渡しして経営をしていただくんですけれども、看護師さんって仕事としては専門家でいらっしゃいますけれども、経営の面でやはり素人でいらっしゃるので、そういった相談を介護・高齢福祉課がどこまで面倒を見るかというのはちょっと私もはっきりわからないんですが、少なくともやはりその後の状況——大事な施設です——を少しサポートというか、見守りとかをしていただきたいなと感じると、場合によっては、商工農水部などにつないで、そういった経営のサポートができるような相談事業につないであげるということも大切かなと思っていますので、その辺の目配りをお願いしたいと思います。意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

少し休憩をとりたいと思います。再開を11時15分をお願いいたします。

11:04 休憩

11:15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

ご質疑がある委員の方、追加資料に関してでございますが、ございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

質疑というほどではないですが、資料をおつくりいただきましたので、少し触れさせていただきます。

認知症初期集中支援チーム、ありがとうございました。大変わかりやすく丁寧な資料を

つくっていただきましたので、取り組みの概要は理解をさせていただきました。

平成28年度に北、中、南と全部体制が整いましたので、これからこの集中支援チームの果たす役割は非常に大きくなっていくだろうと認識をしています。グラフ等を見せていただくと、まだ数は少ないですけれども、一定の成果を上げていただいていることが見てとれます。ありがとうございます。

少し確認だけしたかったのは、どのようなところから相談があるかという、この経路ですね。やはり予想どおりなんです、在宅介護支援センターが一番で、それから家族ということ。実は、相談をいただく中でこういうご相談がありますので、この対策は今後考えていただきたいんですが、民生委員さんであったりとか近隣の方から、どうしてもおかしいと気づいてもなかなかご家族などに言えないという遠慮と、それから、たとえ言ったとしても、本人が認めないという状況の中で諦めてしまって放置をしてしまうというケースがあるということで、どうしたらいいでしょうかねと、心配なんですけれどもという、そういった相談を民生委員さんからもちょっといただくことがあります。

そういった中で、もう少し市民の方とかが気軽に情報提供しやすいとか、通報しやすいとか、そういう体制が少し必要なのかなというふうに思っています。何か対策は考えていらっしゃいますか、そういったところからの吸い上げは。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

ちょっと一くくりに在介というふうに書かせていただきましたけれども、こういったところにも実際には在宅介護支援センターさんが回って見つけられたケース、それから民生委員さんから相談があったケース、さまざま含まれておりまして、ちょっと分類が難しかったものですから、一つにさせていただきますけれども、地域の方もまずそういったところにご相談をいただくというようなことはふえてきております。それをまた私どもも、いきなり地域包括支援センターといいますと、なかなか実態が市民の方がわかりにくいところもございますので、地域の身近な相談窓口としての在宅介護支援センター、あるいは私どもにももちろん直接でも結構でございますし、そういったことで啓発はさせていただいているところでございます。

こういったなかなかご本人様がというようなこともございますので、あえて認知症のこういうことですよというのでお邪魔するのではなくて、ちょっとこの辺を福祉の関係でいろいろと回らせていただいていますというような形でソフトに入っていくようにはしてお

りますし、そのあたりにつきましても民生委員さんも随分わかっていただいていますので、情報は集まりつつあるというような状況でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

昨日、こども未来部で児童虐待の増加ということでお話が出て、増加の要因は、やはり認知度が上がってきて、通報される方が多くなったという——もちろんそもそも虐待は貧困問題とか望まない妊娠などでふえているんですけども——そういう背景もありますので、このよい制度、認知症初期集中支援チームの事業という、なかなかまだまだ認識をされていませんので、一般に広く市民にも、こういう制度があって、どういった方でも不安に思ったら相談していただいていたよというようなことをしっかりと啓発を今後お願いしていきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

認知症初期集中支援チームの（４）のところでの認知症レベルというところでの区分けがあるんですけども、そこをちょっと詳しく教えていただきたいんですが、初期以外というところと、あと、認知症以外というのは、具体的にいうとどんなことがあるのかだけ教えていただけますか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

認知症の初期以外といいますのは、症状の進んだ方をこの場合は指しております。もう少し認知症の症状がはっきり出てというような状況の方を指しております。

それから、認知症以外でございますけれども、認知症ではないかということでご相談はいただいたんですけども、専門機関を受診したりいろいろした結果、ほかの精神障害であったとか、認知症ではないと一応判断された方でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

いずれにしても、認知症の初期の集中支援チームということで、こうやって昨年度で体制はしっかり整えていただいたと。その中身もやっぱり大事になってくると思うんですね。初期で対応できるというふうなところが一つの非常に重要なポイントになるということでこういう体制をつくったわけなので、そういったところの中の初期対応がいかに行き届いているかということもやはりしっかり見続けていただくようお願い申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

今のは答弁、よろしいですか、藤田委員。要望で、ご意見。

○ 藤田真信委員

27件としっかり結果が出ているという部分が出ていますので、大丈夫です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他に追加資料に関してご質問ございますでしょうか。よろしいですか、追加資料に関しては。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、他につきまして、衛生費を除く部分ですけれども、他の質疑、お願いいたします。

○ 中森慎二委員

障害福祉課の障害福祉費の中で障害者向けの補装具の補助がありますが、人工内耳のスピーチプロセッサはその対象にはなっているんですけど、四日市は。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしくお願いします。

今、中森委員おっしゃられた人工内耳につきましては、補装具ではなくて、日常生活用具給付事業のメニューの中で給付対象とさせていただいております。

○ 中森慎二委員

あれは5年ぐらいの寿命かなと言われておるけど、そのぐらいのサイクルで取りかえは可能なんですか、補助は。

○ 田中障害福祉課長

委員おっしゃるとおり、おおむね5年ぐらいで変えられるという方で、ただ、医療的に人工内耳のほう、交換が必要ということになりますと、医療保険であったり更生医療での適用になるんですが、それ以外、医療保険の対象にならない場合に、私どもの日常生活用具給付事業のほうで一部購入費用の助成をさせていただいておるといような状況になっております。

○ 中森慎二委員

あれは20万円ぐらいでしたっけ。その3分の1とか2分の1補助ですか。

○ 田中障害福祉課長

20万円を上限といたしまして、その方の所得に応じて負担金をいただいておりますというよう状況になっております。

○ 中森慎二委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑がある委員の方。

○ 藤田真信委員

実績報告書の80ページのところなんですけれども、雇用・就労の促進ということで、障

害者就労支援事業庁内実習人数ということで、市役所において就労に向けた職場訓練を行っていただいて、実習人数は目標の年間12人を上回り、自信をつけた訓練者が複数回数訓練を利用していただいたというふうなことでありますが、この実習が庁内の採用にどれぐらいつながっているかというのをお聞きしたいんですけど。

○ 田中障害福祉課長

今、藤田委員おっしゃっていただいたのは、この訓練を利用された方が四日市市役所の雇用につながっているかというようなことでよろしかったですかね。

この訓練、この事業の目的が就労に向けた訓練ということで、なかなかこれまで一般就労につながった方というのもいることにはいるんですが、昨年の実績で申させていただきますと、訓練後に一般就労された方が2名おみえになります。13人利用いただいたうち2名なんですけど、その中で四日市市のほうに就職をされた方というのはおみえになりません。

○ 藤田真信委員

訓練を受けていただいた、実習というかを受けていただいた障害者の方々というのは、こういった障害をお持ちの方々だったのかというのはわかりますでしょうか。

○ 田中障害福祉課長

内訳なんですけれども、重複障害がございまして、身体障害と知的障害を重複されている方、それから、知的障害の方、それから重複の障害のある方、それから高次脳機能障害の方、それから精神保健福祉手帳を持っている方、このような形になっております。

○ 藤田真信委員

いずれにしても、取り組み自体はすごく重要な取り組みだと思いますし、先ほど言っていたように、13人中2名が就労に結びついているという成果も出していただいているわけなので、それに対しては評価したいと思うんですけど、その就労が、じゃ、市役所の市の職員としての就労として可能性があるかどうかというのは、例えば、それに対しての検討とか、そういったアドバイスとか、そういったものをしていただいているのかどうかだけ、最後に確認させてください。

○ 田中障害福祉課長

先ほどちょっと2名と申しましたが、3名就職しておりました。申しわけなかったです。ちょっと数字の訂正をさせていただきたいと思います。

それで、市役所の就労にどのような形でつなげていけるのかというようなお話をいただきました。私ども、この就労支援事業を行いまして、市役所の中で、例えば知的障害の方がどういった仕事ができるのかというような仕事の切り出し方の工夫を我々障害福祉課も考えておりますし、そこで得たノウハウというか、そういった方法をそれぞれの課のほうに伝えさせていただいて、どういった仕事ができるのかというようなことを広げていっております。過去には、この事業を利用していただいた方の中で、臨時職員ではあったんですが、就職をしていただいた方もおみえになりました。ですので、我々としては、こういった取り組みをそれぞれの部局に広げていきたいというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑ある委員。

○ 諸岡 党委員

生活保護のところをちょっとお聞きしたいんですけども、いただいた資料でざっくりまじり上げると、3618人の方が生活保護費を受給されて、これは四日市の人口から割ると、ざっくり100人に1人の方が生活保護を受給していると。四日市市民100人いたら、100人のうち1人は生活保護を受けていると。1人当たりの受給金額というのは、トータルで59億円ちょっと、1人当たりになると年間165万円平均になるわけですね。そうすると、市民31万人で割ると、四日市市民1人当たりおよそ年間2万円、生活保護の方にお金を出しているという計算になる。一般会計が1095億円の決算額で、一般会計の中の5%が生活保護費、つまり、1%の人が5%の予算を使っているわけですね。ということになるわけですね。

やっぱりこれは相当行政にとっては負担の大きな金額だと思うんですね。1%の人が5%の予算を食っているわけですから。これをいかに減らしていくかということを考えなきゃいけないんですけども、ちなみに、総務省が正確に生活保護受給者の外国人の数を4万7058世帯と——これ直近の数字なんですけど——出しているんですが、総務省が数字を

出しているということは、四日市も当然出していると思うんだけど、四日市でこのうちの外国人の含まれる人数、割合というのはどれぐらいになりますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

四日市市の外国人保護の関係ですけれども、平成30年4月現在で137世帯、人数でいきますと228人でございます。

○ 諸岡 党委員

比率でいうとどれぐらいになるのかな。3618人分の……。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

比率でいうと6.3%になります。

○ 諸岡 党委員

四日市の外国人の割合が、今、ほぼ2.5%ですよ。正確じゃないけど、2.4%か2.5%ぐらい、ざっくり七千七、八百人だったと思うんですけども、そうすると、外国人の方のほうが日本人の方よりも比率としては相当高い割合で生活保護を受けられているということですね。ということは間違いありません、事実確認として。

ちなみに、最高裁では、外国人の方は生活保護を申請するというか、受給する法的な権利はないと言っていますが、ただし、それは地方自治体の権限として、出したい自治体があれば出すのは、それはやぶさかではないというのが最高裁の、ざっくりいえばそういう判例があるわけですよ。四日市はなぜ外国人の方に保護費を出すべきだというお考えのもとで出しているんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど諸岡委員が言われましたとおり、生活保護法というのは日本人に適用する法律ですので、外国人は対象になりません。ただ、昭和26年だったか27年、ちょっと定かではないんですけども、厚生労働省から外国人も日本人に準じた扱いをなさいという通知が出ております。その関係で、地方自治体に判断を任されたわけではなくて、どこの地方自治体でも外国人は日本人に準じた扱いをさせていただいておることです。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

ちなみに、まだそれを実行した自治体は私はないと思っていますけれども、もしそれを廃止した場合、何か法的なペナルティーはあるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

生活保護世帯に、外国人に生活保護を適用せなんだ場合ですけれども、日本人と外国人の違いは、日本人は生活保護法の適用について、三重県におかしいですよという審査請求をできます。外国人の方にとっては審査請求はできません。ですので、理論的にいうと、保護申請しました、理由のないのに却下しましたということでも三重県に審査請求はできませんことになっております。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、外国人に生活保護の制度を対象外というふうに四日市がもしした場合、四日市に対するペナルティーはないということですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

三重県及び厚生労働省に審査請求はできませんけれども、不当だと裁判所に訴えることはできます。

以上です。

○ 諸岡 党委員

誰が訴えることができるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

当然、当事者でございます。

○ 諸岡 党委員

ちなみに、この外国人の方々が日本人の方よりも生活保護の受給率が高い原因というのは何でしょうか。分析は。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、外国人の方の中で日本語をできない方がかなりみえます。保護課の窓口へ来られても、会話ができないから通訳をお願いするというケースが多々ありますので、当然、日本語はしゃべれませんので、就労はしづらい状況にあって、それがなかなか就労に結びつかないのではないかと考えております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、日本語が話せない外国人の方というのは、本来論でいうと、日本に仕事をしに、稼ぎに来ているのに、日本語が話せないから仕事につくことができない。であれば、1人当たり年間165万円の生活保護を払うぐらいやったら、航空券をプレゼントさせていただいて、お国に帰っていただいたほうが本人のためにもなるし、四日市の財政にも寄与するんじゃないかと思うんだけど、そういう支援の仕方というのは、いわゆる就労支援だけじゃなくて、その人の人生を支援していくということで考えれば、よその国に来て、仕事もないわ、どうしようもないわ、それで行政からお金をもらって、生活保護をもらって暮らしているって、そんな人生を送らせるんじゃないかって、もっと充実した人生を送ってもらうために、これ、どうぞ、国に帰る航空券をお渡ししますので、お国に帰ってしっかりと働きくださいという、国に帰っていただくという支援の仕方もあるんじゃないかと思うんだけど、いかがですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

諸岡委員が提案なされた方策は、実はリーマン・ショックの後でたくさんの方が出ました、外国人の方もいっぱい出たところで国が、まさに諸岡委員言われたように、帰国の費用を出しますという制度はございました。ございましたけれども、当時は私も勧めたことがあるんですけども、外国人の方、ブラジルとかあのあたりの方が多いんですけども、ブラジルへ行っても仕事はない。日本の生活保護に類する制度はないから——ブラジルとは限りませんが——日本におりたいということで、全くその制度を使われた方はほとんどなかったように記憶しております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、母国にも仕事がない、日本にも仕事がない、だったら、生活保護をもらえる日本のほうがいいやということで日本に住んでいるということであれば、これ、普通に考えたら、ただの法の悪用だと思うんですよ。悪用という言葉は適切でないかもわからない、訂正させてもらいます。悪用ではないけれども、法をかなりうまく活用しているだけのことなんだと思うんですよ。それに税金を投入することが果たして適切なんですか。

というのは、そもそも支払い義務がないお金なんですよ、四日市にとって。支払い義務のないお金で、しかも、最高裁は別に出さなくてもいいよと、でも、出したきゃ出すのは、それは勝手に構わないよというのが最高裁の判例であって、あくまで四日市の判断でお金を出しているわけですよ。そうすると、今、聞いた話だと、少なくともその部分の方々にお金を払うというのは、これは市民の皆さん、市民一人一人2万円出しているわけですよ、年間で。4人家族だったら8万円出しているわけですよ、生活保護のお金にね。だとすると、税金の使い方として、明らかに市民の理解を得られるものではないと思うんですね。生活保護というのは私は重要だと思いますよ。絶対なければならない最後のセーフティネットだと思うし、本当に困った方、どうしようもない方、そういう人たちが生きていくために必要なお金だと思います。だけれども、ただ単に、法律を活用してうまく生きていくというための人たちのお金ではないと思うんですよ。その辺、いかがお考えですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど諸岡委員がおっしゃられたことは、通常、私も保護の仕事をしてながら実は考えてはありました。ただ、今までは法律に基づいてというところでやってきたんですけれども、今後ちょっとそのことについては研究させてください。ただ、今のところ、どこも外国人はあかんよというところがありませんので、そのあたりはちょっと県とか厚生労働省とも意見交換していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 諸岡 党委員

もうくどくど言いません。ぜひ研究いただいて、よそがやっていないんなら、うちが国内の最先端を走るといふぐらいの、本当の意味での効果的な税金の使い方、市民に喜ばれる、納得していただける税金の使い方というのを検討していただきたいという期待を込め

てお願いして、終わります。

○ 太田紀子副委員長

言葉が通じないから働けない、日本語が話せないからって、多文化共生やそういうのも日本語の勉強会というか、そういう学習会をしていますよね。そういうところにつないでもらってという——一つの働く支援ですよね——そういうのってされているんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。まだそこまではちょっと支援はしておりません。

○ 太田紀子副委員長

私が住んでいるところは笹川ですので、そういった部分で物すごく自治会の人も、何とか日本になじんでもらおうというふうで、日本語のできない人に、外国人に支援をということを物すごく熱を入れてやっていたらっしゃるんですよね。せっかく働く気持ちがあるんだったら、やはりそういう支援を前向きにしていくという、連携していただかなくてはならないのと、あと、どうしても日本で生活保護がもらえたら、そこでいいんじゃないかといつて、なかなか日本語を積極的に習得して世の中に出ようという、そういうあれにもならないもので、ぜひともほかの部局とも連携して、その辺進めてもらって、働けるというか、若い方もこの中にはみえると思うんですよね。そういう方にぜひとも働いてもらえるツールをつくっていただくように、それこそ日本語が通じないですから、そういう自分たちの思いも伝え切れない部分もあるかと思うもので、その辺も一遍研究していただいて、実行していただくようお願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

実態を申させていただきますと、支援ではありませんけれども、笹川に外国人の集まる場所があると思いますけれども、日本語教室もやっておると思います。そういうところは紹介はしておるんです。紹介はしておるんですけれども、実態としてなかなか行っていないという実態がありますが、これについては今後も努力していきたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子副委員長

若い世代の人が保護を受けていると、ハローワークに行きなさいという、そういう義務というかが課せられますよね。それと同じとは言いませんけれども、そういう働ける若い外国人の方がいて、ただ日本語ができないからというだけの問題だったら、そういうペナルティーではないけど、何らかのそういう措置ではないけど、そういうことも考えていく方向で進めていただければ、まだまだ大きく数字も変わっていくんじゃないかと思いますので、その辺もあわせて考えていただくようお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

要望ということでお願いします。

○ 藤田真信委員

直接的な関連でないですけど、扶助費のところ、実績報告書の99ページのほうなんですけど、諸岡委員おっしゃったように、生活保護自体の額が大きいということで、いろいろとメスを入れていかなきゃいけないというふうなご指摘は当然だと思うんですけども、その中で内訳が出ているんですけども、生活保護費の支給の内訳として、大体そうなんだろうなというのが、生活扶助であるとか住宅扶助というのが基本的にベースになると思うんですね。ただ、一方で医療費が扶助の半分ぐらい、50%を超えているということで、かなり昔、平成十何年ぐらいの時代だと思うんですけども、そういった生活保護世帯の医療費が非常に大きいことに対していろんな議論があったと思うんです。それにもかかわらず、ずっと経年でこの割合というか、なかなかこの費用が抑制し切れていないという中で何か、この平成29年度だけでも結構なんですけれども取り組みをしてきたか、もしくは何かしらの成果があったのか、もしあれば教えてください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、30億円なんですけれども、生活保護にかかると、保険からは脱退しますので、医療費は10割丸々かかっちゃうわけですね。それですごく多くなっておるんですけども、医療費を削減する努力としましては、まず重複受診、つまり、一つの病気で二つ以上の病院に通っておる人、これについては、月平均、月で176人の方に改善を促しております。それと、頻回受診といいまして、月15日以上通院しておるという方につきましても、月に

17人改善をしております。

○ 藤田真信委員

最後の改善という言葉が気になるんですけど、実態と何かしらの指導と、それによる改善と、ちょっと分けてしっかりと説明していただいてよろしいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

済みません。重複受診の176人と頻回の17人につきましては、それぞれ、改善という言葉はおかしいですけど重複受診をやめさせた、頻回受診をやめさせたという数字でございます。

○ 藤田真信委員

そうすると、医療扶助で多くの方が医療機関での診察を一応受けていただくわけなんですけれども、その治療の例えば把握はまずはしていると、全体把握はしていると。全体把握をした上で、そういった頻回受診とか、そういうふうなものに関しての情報を把握して、それに対して適切な指導を行い、最終的にその頻度を減らしているというふうな理解でよろしいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

そのとおりでございます。

○ 藤田真信委員

そうしたら、3年度分で結構ですので、医療扶助の部分だけ、その指導件数と成果、どれだけ減ったとか、そういうのもちょっと示していただければありがたいです。審査には影響しませんので、後で結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくお願いたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。よろしいでしょうか。

○ 藤田真信委員

実績報告書の82ページ、タクシー料金の助成事業扶助費ということで、利用率のほうはどうなっているか、平成29年度。

○ 田中障害福祉課長

利用率につきましては、平成29年度につきましては32.2%という数字になっております。

○ 藤田真信委員

利用率は上がっているのか下がっているのか、教えていただけますでしょうか。

○ 田中障害福祉課長

申しわけございませんでした。平成28年度の利用率をお伝えさせていただきますと32.1%、平成29年度が32.2%になっておりまして、ほぼ並行の状態となっております。

○ 藤田真信委員

そうすると、なかなか利用率が上がっていないという状況であるという認識でよろしいですね。上がっていないのであれば、見直していくというか、利用しやすいような方策を打ち出していないといけないわけなんですけれども、そういった取り組みというのは今まで何かあったのか、教えてください。

○ 田中障害福祉課長

私ども、タクシー券の利用率の低下については課題と捉えておりますし、種々ご意見をいただいております。これは引き続き四日市市の障害者施策推進協議会の中でも、タクシー券の利用状況であったりとか、いろいろ制度についても見直しを今一緒になって考えておる状況でありまして、こちらのほうも順次協議を進めてまいりまして、できるだけ早

い時期に制度改正のほうをしていきたいというふうに考えております。

○ 藤田真信委員

ちょっと具体的な議論は避けたいと思いますので、今後もしっかりと対応していただきますようお願いいたします。

あと、民生費のところ、全てでいいですね。

○ 伊藤嗣也委員長

衛生費以外は。

○ 藤田真信委員

衛生費以外ですね。

新規事業として、昨年度からちょっと在宅医療・介護連携事業ということで——ごめんなさい、民生費じゃなかったですけど——新規で在宅医療・介護連携支援センターというのを医師会の訪問看護ステーションに設置していただいたということだったと思うんですけど、これ、間違いありませんよね。一応1200万円ほど使っていただいて、いろんな相談対応であるとか、移行支援であるとか、助言であるとか、情報共有であるとか、課題の抽出整理であるとかということで取り組んでいただくというふうな形で予算を、平成29年度に取り組んでいただいたわけなんですけれども、この成果というか、何かこれによって変わったこととかというのがあれば教えてください。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

つながりがスタートしまして、なかなかこれまで介護職、それから医療職の連携というのがやっぱり、介護職の方々のお話を聞くと、医療の敷居が高いというところがよくお話として聞くんですが、つながさんを経由することで、そこら辺、スムーズに連携ができるようになったというふうなお話を聞いております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

連携ができるようになったというのは、そのためにつくったんやで、そうやとは思うん

ですよ。もう少し丁寧に。これができたことによって——今までだって連携していたのはもちろん連携していたわけだから——具体的に例えばどこどことの機関でより連携が進んだとか、そういったことをお聞きしたかったんですけれども。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護の専門職の方、先ほどもお話がございましたけれども、なかなか医療的などころの相談というのが難しかったところがございますので、どのように現場で動いたらいいかということも含めまして、かなり細かい点まで相談をかけられるようになったということがございます。こちらの、医療知識を持った者が対応しておりますので、単につなぐというだけではなくて、当然そこでどのような形で介護、看護に生かしていったらいいかということも、そこでの話をさせていただく、あるいは研修というような形でかかわっていただいておりますので、随分介護のほうも医療の知識もふえてきておりますし、当然、お医者さん、先ほどございましたけど敷居が高いということもございますので、そのところの情報をきちんと伝える。それと、その判断でございますけれども、そこについては随分理解は深まったというふうに考えております。

○ 藤田真信委員

細かいところはもう避けますけど、効果もしっかりとその効果をつかむことによって、やっぱりこういうものを設置していくことが非常に重要なんだということを僕らも認識できるわけだし、現場の方にとっても非常に有効なものになるわけですから、その辺もう少し掘り下げてしっかりとここは検証していただくようお願いだけ申し上げます。

○ 中森慎二委員

ちょっと諸岡さんの質問とも関連するんだけど、少しですけれどもね。生活保護費は国の負担が4分の3、地方自治体が4分の1ですが、これは交付団体であれば基準財政需要額に算入されるけれど、四日市は平成29年度も不交付団体なので、4分の1は四日市の丸々負担、ざっと見たけど13億円ぐらいになるかと思うんですけど、それは間違いのないかな。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに4分の1ですので、その額になると思います。

○ 中森慎二委員

その辺、交付団体、不交付団体によって、国が国民に与えている生活保護——事業という言い方なのかどうかかわらんけど——が不交付団体のほうが非常に財政負担が大きいということが言えるわけですよ。都市計画税が25億円ぐらいかな、今。だから、その半分ぐらい一般財源から持ち出しをして負担をしていると、こういう実情であるということは間違いないですか、平成29年度において。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

決算額が13億4777万円です。

○ 中森慎二委員

これは、国が行うべきものが交付団体か不交付団体かによって13億円負担するかしなくて、これ、むちゃくちゃ大きい負担だよ。これは何か国に働きかけているの。財政当局に言わなあかんのかかわらんけど。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。交付団体であろうと不交付団体であろうと、4分の1の負担は変わりございませんので。

○ 中森慎二委員

だから、交付税に算入されてくるわけですよ、交付団体は。だから、そこら辺、財政的な知識もちゃんと持ち合わせて保護課長をしてもらわなあかんのやないの。いや、13億円あったら、市民の公共サービスのいろんなものに使えますよ。エアコン設置が30億円といっている話で、半分ぐらいでこれ、2年間で賄えるということですよ、その部分が。だから、そういう話をやっぱり財政当局とも、どういうラインで国にそういう話を上げていくかということも、担当している健康福祉部自体がそういう認識を持って、自分の財布からだったらそうならんでしょ、もっと真剣に考えるんですよ。だから、市民の税金だからいいという話じゃないので、そういうことをちゃんと国に陳情していく道筋を四日市市

として考えないかと私は思うんですよ。ほとんど三重県下で交付団体ばかりなので、そういう意識が市町村間でも希薄だと思うけれど、不交付団体という四日市市がその財政負担を強いられているということをきっちり物を言っていかないかと思うもので、それは財政当局とちゃんとタッグを組んで、国に陳情書を上げていくとか、何かそういう動きをしないといかんのじゃないかなと思うんですけど。

○ 辻健康福祉部長

ありがとうございます。生活保護、もちろん憲法で保障された生存権というものと非常にかかわりますが、国が保障するナショナルミニマム、一方で、私ども、同じく憲法で保障された第92条の自治という本旨からいって、今、中森委員の——もちろん難しい問題もあるかと思いますが——そのような問題意識は非常に重要かなと思います。また、諸岡委員さんのお話で外国人のことがありました。もちろん多文化共生社会において、自治体としてどういう役割を果たすべきか、責務があるか、また、人権上の配慮も当然ございませぬけれども、本当に地方自治体としていかにすべきか、このあたりは問題意識を持って事に当たっていききたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ぜひ具体的に市長会を通じてとか、そういう話も含めて、国のほうに現状と地方自治体がこういう負担を担っているということを——国はわかっているんだろうと思うけれど——改めて国民にも市民の人にも知ってもらおうということも非常に大事だと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

要望ということで。

他にご質疑ございませんか。

午前中はこの程度とさせていただきます、午後からは、資料の準備が実は少し時間がかかっておりまして、13時30分の再開で委員の皆さん、ご了解ください。続きはそういうことでございますので、どうかよろしくお願いたします。

○ 中森慎二委員

もしあれなら、先に衛生費を先にやったらどう。

○ 諸岡 覚委員

先に、1時からやって、資料が届き次第、切り替えたほうが効率がいいと思う。

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入れ替えがありますので。

○ 藤田真信委員

難しいところですね。

○ 中森慎二委員

でも、そこで待ってましたよ。

僕はどっちでもよいですが、30分でも有効に使ったほうが……。

○ 諸岡 覚委員

そのほうが。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、衛生費を先に入らせていただいても……。

○ 中森慎二委員

資料が出てきても長くするつもりはありませんので。

○ 伊藤嗣也委員長

衛生費が終わってから、資料のほうで、また入れ替えということ。

○ 藤田真信委員

衛生費が終わってから資料を入れ替えるということは、中森委員から請求していただいた

資料の部分だけということ。

○ 伊藤嗣也委員長

そうなりますね。

○ 諸岡 覚委員

1時ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

1時再開で。衛生費から始めます

12:00 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

歳出第4款衛生費についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会で追加資料の請求がありましたので、まず、追加資料の説明をしていただいた後、追加資料についての質疑を行います。その後、衛生費についての他の質疑を行いますので、どうかよろしく願いいたします。

資料説明をお願いいたします。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、タブレットのトップに戻っていただきまして、03教育民生常任委員会、18平成30年8月定例会、07健康福祉部決算分科会資料の13分の5ページでございます。紙ベースにつきましては、このような形でお手元にお配りさせていただいているかと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

資料は、衛生費のがん検診についてということで、荒木議員からご請求をいただきまし

たヒトパピローマウイルス検査と胃がん検診の二重読影の実施による効果についてでございます。

まず、資料の子宮頸がん検診へのヒトパピローマウイルス検査の1番でございますが、導入につきましてお願いいたします。

平成28年度から、20歳から50歳の3歳ごとの年齢の方を対象に、感染が持続すると子宮頸がんの前がん病変となりますヒトパピローマウイルス検査を子宮頸がん検診と同時に実施しております。表に記載のとおり、従来の子宮頸がん検診のみの検診であれば、結果が異常なしか異常ありのどちらかの判定でございました。ヒトパピローマウイルス検査の感染の有無を検査することによりまして、①に記載のとおり、子宮頸がん検診が異常なしでヒトパピローマウイルス検査も陰性である方は、次回は検診が3年後の検診となり、平成28年度は1292人、平成29年度は1424人の方が身体的、もしくは検診料の負担軽減というところで経済的な負担軽減につながっております。また、子宮頸がん検診は異常なしであってもヒトパピローマウイルス検査は陽性の方は、感染が持続した場合に前がん病変となることがあるから経過観察が必要となりまして、毎年、必ず受診いただくよう注意喚起を行っております。平成28年度は148人、平成29年度は159人いらっしゃいました。さらに、子宮頸がんも異常あり、ヒトパピローマウイルス検査も陽性の方は、平成28年度は24人、平成29年度は19人となり、早急に精密検査を受診いただくようご案内をしております。

次に、2番の胃がん検診における二重読影体制の導入につきましては、平成29年度から胃内視鏡検査医の判定結果に加えまして、専門医も検査結果を判定する体制を導入いたしまして、表に記載のとおり、平成29年度は22人の胃がんの発見に加え、胃がんの疑いが6名、食道がんが2人、食道がんの疑いがお一人というところで、発見の精度向上へとつながっております。また、異常なしの方につきましては次回検診は2年後となり、こちらも身体的、経済的な負担の軽減へとつながっております。

写真は、実際の読影の様子でございまして、手前の先生が検査医、奥のパソコンの画面前が専門医で、検査医と専門医の意見交換も行われるなど、こういった状況で判定をいただいております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 荒木美幸委員

お願いします。追加資料ありがとうございました。非常によくわかる資料でございました。ありがとうございます。

この追加資料で見てとれるのは、両検査とも成果が非常に上がっているなどというのを感じますし、特に子宮頸がんについては、異常なしということで3年後の受診となって、今、課長もお話をされましたが、身体的及び経済的負担の軽減という部分、それから、胃がん検診の二重読影についても、異常なしの場合は2年後の受診で、身体的、そして経済的負担の軽減ということで、非常に成果が出ていると思いますが、こういった成果というのは市民に公開はしないんですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

公開という、例えばホームページ等というところの公開等まではまだご説明というか、そういう形はないんですが、例えば出前講座とかそういう場で市民の皆さんに接する場では、がん検診はこういった効果がありますとか、あとそれから、検診のお知らせ版等につきましても、今後は、こういった効果がありますという、毎年発行しておるところなんかに、検診の成果、それから制度、精密検査を受けてくださいといったようなご案内は今後も掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

やはりホームページ等に掲載するというのは、個人が特定されたりする可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

個人の特定制度というのか、大体どれぐらいの方が受けられてというところは、特に個人情報というところには当たらないかと思うんですけど、なかなかホームページを見てという

よりは、市民のそういうがん検診の例えば出前講座だったりというところもご依頼をいただきますので、そういったところや、あとそれから、健康ボランティアさんの活動とか、身近なところでちょっとお伝えしていくというような形のほうがより伝わりやすいかなと考えております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

それから、もう一点ですが、例えばヒトパピローマウイルス検査で、精密検査に至った方が平成28年度24名で平成29年度19名で、先ほど課長のご説明では、即、案内を出しているということですが、その後の後追いというのはされているんですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

当然、そこが一番重要なところでございまして、その点につきましては、医療機関等のご協力もいただきまして、主治医からも当然勧奨をいただいていますし、市のほうにも報告を上げていただくような形で、精密検査の受診勧奨につきましては強化を図っておるところでございます。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑ある委員。

○ 藤田真信委員

がんの検診の受診率、実績報告書105ページの目標として出しているのが、胃がん検診ということで、受診率が目標50%以上の中で検診率が12.3%ということなんですけど、目標の50%はともかくとして、平成28年度11.1%、平成29年度12.3%、今年度どうなるかわからないですけど年々受診率は伸びているということでもよろしかったですかね。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

まず、胃がん検診の目標の50%につきましては、これは、国のほうで全国一律で50%というところで目標を掲げられている数値でございます。がん検診の受診率につきましては、ちょうど105ページにご記載させていただきましたとおり、横ばいであるものであったりとか、伸びているものであったり、五つのがん検診によって多少上下はございます。ただ、子宮頸がん検診につきましては、先ほどのヒトパピローマウイルス検査の導入によりまして、3年に1回の方もありますので、そのあたりはちょっと受診率を伸びだけ見ていくのではなく、やはり受診されている方の状況等を踏まえながら対策については考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

説明の中にも、検診のお知らせ保存版ということで4月の広報よっかいちに挟んでいただいているということで、しっかりやっていただいているとは思いますが、ただわかりにくいというお声もある中で、その辺をもう少し改善というよりは工夫というか、そういったものがないかなと思うんですけども、何かしらそういう工夫できるようなポイントが残っているのであれば、また教えていただきたいですが。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

ご意見ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、検診のお知らせ版につきましては、ちょっと見にくいんですが、以前はこういうもので非常にわかりにくうございました。それを昨年度からこういう形で女性にというか、受けていただけるように、ちょっと目を引くような形で、例えば中身も少し体裁を変えたり、あとそれから、平成30年度については

少しデザインを変えたりとか、そういうあたりで非常に市民の皆様にご理解、また、受診に行きたいわと思っていただけるようなもの、それから、このお知らせ版ではなく、そのほかにもいろんなチラシを今少し変えておりまして、ちょっと目を引くようなやはりデザインに、デザイン会社に委託をしたりとか少し専門の方のお知恵もいただきながら、少しでも興味を持っていただけるような工夫を行っております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。追加資料につきまして。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、衛生費につきまして、その他の質疑がございましたら、よろしく願います。

○ 藤田真信委員

132ページの動物愛護啓発活動ということで、飼い主のモラル向上による引き取り数、殺処分数の減少を図るということをやっているんですけども、ちょっと何個か細かい点をお伺いしたいと思うんですけど、まず、これも何度も前からも言っているんですけど、新正の一時預かりの施設がほとんど変わっていないということだと思っておりますけど、今の状況というか、それをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

保健所といたしまして、犬等を収容します一時収容施設というのは必要でございまして、その施設につきましては、県が保健所を持っておったときの新正の犬舎を今も利用させていただいております。年数的には相当――昭和40年代に建てられた建屋でございましてので

——古い建屋ではございますが、犬舎ですので強固にできておりまして、犬房も五つほどありまして、ただ、最近は収容の犬も相当減少してきておりますので、収容された犬については、エアコンを常時運転する等、今の状況で動物に優しい環境をつくり出すように努力しておる状況でございます。

○ 藤田真信委員

その環境を問題視するというご意見がずっとある中で、保健所としては、それに対してエアコンをつけたりとかということで、できる限りというか、可能な範囲でのケアをやってきていただいているというのはわかるんですけども、やはりそろそろ改善できないのかなという思いがありまして、改めてお伺いするんですけども、平成29年度は同じような状況やったと思うんですが、今後、何か違う場所に移転して、より環境のいいものにするであるとか、そういった方向性というのはないんでしょうか。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

今の建屋から新しい建屋というような考えについては、今のところちょっと案というのを持っていない状況でございますので、今の施設を少しでもよりよい状況にするというのが我々の努めかと思っておりますので、できる限りその辺を改善していきたいと考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 荒木美幸委員

お願いします。

高齢者の肺炎球菌ワクチンのところでお願いをいたします。日本人の死因の第3位であり、そして、95%以上が65歳以上の高齢者ということで、重要性はよく聞かれるところですが、国の定期接種が平成26年から始まって、5カ年の措置が今年度に終わるというところに入っていると思いますが、まず、全体としてどういうふうに効果を総括していらっしゃるかなと思って、聞かせていただけますか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種が始まりましてちょうど5年を迎えるに当たって、おおむね——四日市市はその前の平成23年12月からも独自で補助制度を行っておりますが——今までほぼ平成23年度から平成29年度にかけて、65歳以上の50%以上の方は受けていただいているというところの数値は出ております。ただ、今後やはり高齢者の肺炎球菌ワクチン、やはりそういったところで肺炎予防といったあたりも、この予防接種ワクチンにつきましては非常に重要と認識しておりますので、今後についても、措置は終わってまいります。国からもいずれ今後の方向性については示されるというような動向もございますので、ちょっと今その動向を見きわめると、今の現状はそういう現状でございます。

○ 荒木美幸委員

定期接種と、それから市独自で任意接種の補助も出していただいておりますが、それについては、今後、国の動きを見つつ、四日市がどうするかという視点で考えられるということでもよろしいですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

さようでございます。

○ 荒木美幸委員

県内の津市が任意接種を続行するような流れであるというような情報も少し聞いておりますので、また四日市としてもその方向で、高齢者の命を守るという視点で前向きにお考えいただきますようご提案をさせていただいて、終わります。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。衛生費の関係で、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございますので、それでは、先ほど中森委員から請求のありました資料の説明をお願いしたいと思いますので、理事者の入れかえをお願いいたします。

委員の皆さんに申し上げます。資料がまだ申しわけございません、届いておりませんので、少し休憩をとらせていただいて、各会派のほうにご案内に上がりますので、よろしく申し上げます。

○ 辻健康福祉部長

めどとして、もう10分、15分です。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、1時半再開でよろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

1時半再開で申し上げます。

13：17 休憩

13：28 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

中森委員からの資料につきまして、国民健康保険のほうから説明をお願いいたします。

○ 飯田保険年金課長

保険年金課、飯田でございます。

追加資料を整えますのに非常にお時間を頂戴しまして、まことに申しわけございませんでした。そろいましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険の平成29年度不納欠損（時効分）の事由内訳という資料をごらんいただきたいと思います。

保険年金課での滞納整理につきましては、納期限を経過後20日以内にまず督促状を送付する。その督促状による納付がない場合は、訪宅や電話催告を行うとともに、それを経過してもなお納付がないような場合については、催告書を送付するとともに、所得や財産等の把握に取りかかっております。ということをしておるわけなんです、その表にお示ししましたような理由で時効の完成を見てしまいまして、結果として不納欠損処分をさせていただいたものがございました。

まず、一番上でございますが、換価可能財産を特定し滞納処分をしたんですけれども、全額を充当することができず時効になってしまったものが、該当人数としましては3人ございました。金額はごらんのとおりでございます。

2番目の理由としまして、先ほど申しました訪問や文書の催告、あるいは財産等の調査を行うも、換価可能財産が見つけれずに時効を迎えてしまったもの、これが26人。

それから、収納推進課に移管するも、換価可能財産が見つけれずに時効となったものが15件。

それから最後、本人がお亡くなりになった後、相続人の方はおみえになるんですけれども、相続放棄されてしまいまして、納付をされる方が決まらないまま時効を迎えてしまったものが3件。

合計で人数では47名、金額では1833万円余というような額で時効分として欠損処分をさせていただいた次第でございます。

保険年金課の説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

この資料につきまして質疑を。

○ 中森慎二委員

そうすると、時効分の理由の2番と3番は、結局、追加資料の7ページの無財産と結果としては同じ話じゃないんですか。そのところがよくわからないと僕は言っているわけですよ。だから、時効の2年間までかけなければわからなかったという理由がわからない

と言っている。同じ、最終的には差し押さえるような財産を調査したけど判明しなかった、無財産と同じじゃないか、結果としてね。何に時間がという話で、2年間をかけなければならなかった理由は何なのかと。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、大丈夫ですか。

○ 飯田保険年金課長

済みません。なぜ2年かかったのかというお尋ねです。文書催告、あるいはその中で、本人さんと納付のいろんな交渉等々進めている中で時間が経過したというのが正直なところでございます。

○ 中森慎二委員

もう繰り返しになってしまうんだけど、市民の人なり国民健康保険の加入者できちっと国民健康保険料を納めてもらっている人を見て、なるほどと、四日市市役所の担当職員の人、よくやってもらっているね、そう言ってもらえるかどうかって、皆さん方、どうですか。いや、私は別に、きつい言い方をしているのは申しわけないけど、でも、そのところの認識が、2年間たてば時効扱いで処理できるじゃないかという甘い見方をしている部分があったとしたら、それは市民に対する説明責任を果たせないですよ。それがたとえ1000円であろうと2000円であろうと、同じ話じゃないですか。皆さんの保険料で、そして、市税からの一般会計からの繰り入れも行われているわけですから。だから、そういう認識をやはりちゃんと持ってもらって、どうして2年経過せざるを得なかったかということの一つ一つの事象でつかまないと、来年度の不納欠損の時効分とまた同じ話の繰り返しになるから、私はあえて申し上げている。いや、課長さん1人を責めるつもりは私はないんですよ。これは部として全体の話のことなので、部長もそう受けとめてもらわないかん話なんですけど、それが私の言いたいところなんです。だから、ことしの決算の分析も改めてしてもらおうこと、どうして2年かかっているのかということ、それにメスを入れないと同じ繰り返しになる。そのことを踏まえて、ぜひ平成30年度の決算に生かしてほしい。そのことをぜひちょっとお願いをしておきたいんですけど、部長、どうですかね。

○ 辻健康福祉部長

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、保険料、もちろん公費も広い意味では市民ですし、保険加入者の保険料で賄われているという大原則、それと、午前もありましたけれども、いろいろな事情がありながら払っていただいている、あるいは分納していただいているという方がありながらという公平性の根幹ですので、このあたりはやはりケースというか、それぞれの記録も一つ一つ改めて吟味して、このあたり、制度的に——いろいろな事情がありますので——ゼロというのは目標としては上げるものの、あれかもわかりませんが、そのあたり、本当に力を入れていかないといけないと思っておりますし、私、庁内の債権回収のメンバーでもありますので、そのあたりも情報を共有しながら、力を入れてやっていくべき物すごく重要なものだというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

ぜひよろしくをお願いします。

それと、3番については15人ですよ、徹底的に調べてもね。そここのところ、対応をちゃんとやっていただきたいなと思っています。

次、介護保険料のほう、説明していただけるんですか。この中で皆さん、ほかにあればあれですけど。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、今の資料につきまして、他の委員でご質疑ありましたら。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、もう一つのほうの資料、説明をお願いします。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

ただいまの国民健康保険料と同様の資料をつくらせていただいておりますが、国民健康保険のように執行停止の分類がございませんでしたので、あわせて参考としてその下の部分に記載をさせていただいております。

私どもも、国民健康保険と同じように、督促、催告、電話、訪問等での督促を行っておりますけれども、流れとしては同じでございます。私どもでも、先ほどご指摘がございましたように、結果として生活困窮、あるいは無財産ではないかというご指摘がございましたけれども、結果としてそのとおりでございますして、高齢者の方でございますので、いろいろご事情をお伺いしながら交渉は重ねておったんですけれども、その結果、時間が過ぎてしまったというところがございますので、このあたりにつきましては、早く見きわめもするようにきちっと努力をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○ 中森慎二委員

内容は国民健康保険と同じということですので、もう同じことは繰り返しません、その部分については介護・高齢福祉課のほうも心して当たっていただきたいと思っておりますね。

もう一つですが、介護保険の場合は第1号被保険者と第2号被保険者であります、この数字は第1号被保険者だけですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

こちらは第1号被保険者、65歳以上の方で、直接市に納めていただく方の分でございます。40歳から64歳の方につきましては、健康保険組合のほうから負担割合に応じていただいております。

○ 中森慎二委員

だけど、第2号被保険者でも給与受給者ではないアルバイトだとかパートの人の場合、特別徴収できないでしょう。その辺の滞納はないということですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護保険の仕組みといたしまして、40歳から64歳の方は健康保険組合のほうからいただいておりますので、例えば国民健康保険に加入をしていらっしゃる方であると、国民

健康保険料にプラスという形で集めさせていただいて、それを全体の中から頂戴することになりますので、このような事態は基本、発生しないということになります。

○ 中森慎二委員

わかりました。特別な事故がない限りはないということですね。わかりました。

あと、介護保険料ですが、これ、2年の時効ですが、1年で10割負担で、後で変える可能性もあるってこの間の一般質問で私も勉強を改めてさせてもらっているところですが、2年間滞納して不納欠損処分をされた方は、3年目、また振り出しに戻る形になるんですか。3年、4年、6年って滞納しておる人は、何かペナルティーの積み重ねはあるんですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

2年で時効になりますので、納めていただけないことになりますので、その分につきましては、滞納の期間に応じてペナルティーがあるということになりまして、2年以上滞納した方につきましては介護負担が引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなりますので、その期間は滞納といいますか、納めていただけなかった期間に応じて設定されるということになります。

○ 中森慎二委員

制度ができてからずっと滞納しておる人はどうなるんですか。そういう方はみえないですか。長期滞納者の実績ってどんなふうになっていますか。長期というか2年が限度の一区切りですけど、2年の繰り返しをずっと続けている方というのはみえないんですか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

ちょっと手元には数字がございませんが、おみえになります。

○ 中森慎二委員

それは大きな問題じゃないんですか。はっきりわからないということではなくて、平成29年度以前から滞納状況が特定される個人が長期にわたって払われていないという実態があるのだとしたら、それ、ちゃんと報告してもらわなあかんじゃないですか。その対応は

どうされているんですか、その長期の方は。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

現在のところは、2年までの時効と同じように、納めていただくようお願いをしているところでございます。

○ 中森慎二委員

2年だろうが——20年は制度ないけれども——制度が始まって以来払わない方でも同じということですか。時効になっているから、不納欠損処分で問われないわけですね、納めることを。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。大丈夫ですか、答弁。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

そのような実態がございます。財産がない方ですと、それ以上、徴収ができませんので、そのような事情になっている方も中にはいらっしゃるということでございます。

○ 中森慎二委員

それが一番重要なことじゃないんですか、滞納整理を進めていく。介護保険の場合は、保険料、年金天引きが多いので、額としては少ないというものの、そういう、2年サイクルに、不納欠損処分に救われて、長期にわたって払われていないという実情があるんだとしたら、それ、ちょっと資料を出してくれませんか。きょうはちょっと時間がないと思うので、また改めて、全体会までに各委員にわたるように出してください。

○ 伊藤嗣也委員長

森課長、可能でしょうか。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

調べさせていただきます。

○ 中森慎二委員

それと、そういう長期にわたる方へのペナルティーというのは何もないんですか。その辺の制度上の話もあわせて資料として出してください。

○ 伊藤嗣也委員長

森課長、よろしくお願いします。

他にこの資料につきましてご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、一応これで質疑は終了したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員間討議のテーマとして上げる事項のある委員の方、おられますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしと声をいただきましたので、それでは、これより討論に移りたいと思います。

討論のある方は挙手にてご発言をお願いします。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきました。

それでは、別段討論もないようございませので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かにつきましては採決の後にお諮りをいたしますので、お願いいたします。

反対表明もないため、簡易表決により行います。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方、ご提案がございましたらご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。それでは、全体会に送らないことといたします。

〔以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 伊藤嗣也委員長

以上で議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、健康福祉部所管部分についての審査を終了いたします。

理事者の一部入れかえを行います。

委員の皆さん、5分程度で再開、50分をお願いします。

13：44休憩

13：50再開

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、所管事務調査といたしまして、平成30年度第1回四日市看護医療大学運営協議会、平成30年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会、平成30年度第1回四日市市障害者施策推進協議会について、一括して報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

よろしく申し上げます。

では、タブレット03教育民生常任委員会、18平成30年8月定例会議会の08健康福祉部所管事務調査をお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、タブレット445分の3ページをごらんください。

平成30年度第1回四日市看護医療大学運営協議会の報告をさせていただきます。

協議会の設置目的、開催日時、会場、当日の出席人数は資料のとおりでございます。

今回の議題は、4の(1)でございます医療技術系学科の新設構想についてです。

8ページをごらんいただけますでしょうか。

設置の目的は、医療技術系の学科設置により、看護医療大学の名称に応じた教育・研究体系を整備することと、地元の高校生の吸い上げ、それから人材育成による地域医療への貢献ということになります。2、設置を目指す学科としましては、臨床検査学科を、3、学部・学科名称につきましては、看護学部を医療看護学部、また、学科名は臨床検査学

科とすること、4、入学定員、収容定員は、1学年50名の計200名、5、教育課程は、履修科目等は現在検討中であること、それから、6、今後のスケジュールは、設置認可申請を平成31年3月に行い、同年8月に許可が出ると想定いたしまして、翌平成32年4月の開設を目指すものです。7、取得を目指す国家資格は、臨床検査技師及び細胞検査士の受験資格、9ページに移りまして、学費は現在検討中、校舎は既設校舎の改修で対応する。それから、設置経費に関しても調査中との報告でございました。

11、学生の確保と就職先の見通しにつきましては、東海4県を見ますと、臨床検査学を専攻できる大学は6校ございますが、この中の私立大学5校の合格者は約400名ですが、大学受験の平均倍率は2.3倍、また、三重県では1校のみで倍率が3.4倍となっており、県内志望者の多くが愛知県や岐阜県、もしくは関西圏に流出している状況があるため、その層を取り込むことができれば学生確保の見通しがつくこと、さらに、上位資格に当たる細胞検査士の場合は全国で9校であり、PRによってはさらに学生確保の確実性が高まること、また、就職状況につきましては、需要に供給が追いついておらず、医療機関や医療関連メーカーへの就職が期待できること、以上の説明がありました。

なお、10ページをごらんいただきまして、一覧表になっておりますが、全国の——字が小さくて申しわけございません——臨床検査技師養成大学と、それから平成27年度の入試実績の一覧になっております。中段のナンバー28から33が東海地方の大学になっておりますので、ご参照ください。

続きまして、11ページをごらんください。

第2回四日市市社会福祉協議会理事会の内容についてご報告をいたします。

会議の目的、開催日時、会場は資料のとおりです。

4、会議の概要及び議事項目につきましては、評議員候補者の推薦、四日市市社会福祉大会での候補者の選考、四日市市社会福祉協議会の事務規程等の改廃と新設について審議され、全て承認された次第です。

具体的に申し上げますと、一つ目の評議員の推薦事案につきましては、地区社会福祉協議会連絡会委員の交代によるものになります。

二つ目は、10月27日に開催されます社会福祉協議会での表彰候補者、計46名、9団体の表彰についての審議です。

三つ目は、市社会福祉協議会定款施行細則と庶務規程の改廃についてで、理事会職務範囲の明確化を目的とした理事会決議事項、具体的には22ページになるんですが、また後ほ

どごらんいただければと思います。そちらのほうに新たに12項目になりますが、決議事項が追加されました。それから、庶務規程の改廃につきましては、事務専決規程や公印管理規程、文書管理規程の見直しと、事業所運営規程の一部変更を実施したこと、詳細につきましては20ページ、それから24ページから53ページに載っておりますので、またお時間があるときにごらんいただければと思います。

また、5、報告事項として、市社会福祉協議会の会長等の行事や会議への出席状況の報告、10月27日土曜日午後、文化会館にて開催されます社会福祉協議大会の実施計画について、それから、10月1日から展開されます共同募金の運用内容、それから、所有する国債や公債等の運用状況について、今回は7月に利息がついた分の報告が主でございました。それから、平成31年度の正規職員の採用試験要項の概略、それから、第3回理事会の日時について報告でございました。

以上で第2回市社会福祉協議会理事会の報告を終わらせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしくお願いたします。

同じ資料、申しわけありませんが、55ページまでお進みください。よろしいでしょうか。今回、平成30年度の第1回四日市市障害者施策推進協議会の報告をさせていただきます。平成30年7月23日に開催をさせていただきました。

出席委員は、20名中18名の出席となっております。なお、出席委員名簿は59ページの資料ナンバー1に掲載をさせていただいております。

今回の議題といたしましては、まず1番目に、現計画である第3次の四日市市障害者計画の進捗状況の確認についてであります。平成29年度の実施状況を資料3のほうにまとめさせていただいております。また、平成30年度、今年度の実施計画の確認のほうをさせていただきました。こちらのほうの資料につきましては、資料ナンバー4に掲載をさせていただいております。

こちらのほうの議題で委員のほうから出された主な意見といたしましては、あけぼの学園における移転後の放課後等デイサービス事業であったり、障害者差別解消法の施行にか

かわる取り組みについての質疑がございました。移転後も放課後等デイサービスの事業を継続すること、それから、障害を理由とする差別の解消を推進する条例の制定がされたので、こういったことも踏まえまして、第4次の四日市市障害者計画に反映をさせていきたいと考えていると答弁をさせていただきました。

次に、(2)ですが、第4次の四日市市障害者計画についてでございます。今年度、平成30年度は第4次の四日市市障害者計画を策定する年度に当たっておりまして、その計画の基礎資料とするために、現在、障害者団体でありましたり、障害者相談支援事業所——資料ナンバー5に記載をさせていただいておるんですが——にヒアリングのほうを実施させていただくということ、それから、各それぞれの担当課のほうに状況調査のほうを実施させていただくことを報告させていただきました。状況調査のシートにつきましては、資料ナンバー6に掲載をさせていただいております。また、今回、このように400ページを超える資料になった理由なんです、昨年度実施をさせていただきましたアンケート調査の結果報告を資料7、資料8としてあわせて配付をさせていただいております。

次に、三つ目の議題といたしまして、身体障害者4級医療費助成制度と既存事業の見直し案についてをさせていただきました。

少し資料を進んでいただきまして、61ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

こちらの資料なんです、身障4級医療費助成制度案のたたき台と既存事業の見直し案についてという資料になるんですが、昨年度、平成29年度の第4回の当障害者施策推進協議会へ、重度障害者手当（重度障害児手当）、それからタクシー料金の助成事業、自動車燃料費用の助成事業の見直し案のたたき台ということで案をこちらのほうから示させていただきました。そちらにつきまして、平成29年度の決算見込み額をもとにいたしまして、私どもが示させていただいた案に直しました対象者数であったり事業費などを試算させていただいた資料を提供させていただきました。

まず、61ページなんです、重度障害者手当についてなんです、(1)には現行制度の概要を、(2)には現行制度の利用の状況を、そして、(3)に昨年度示させていただいた見直し案のたたき台の概要を示させていただいております。(3)の太線枠で囲った部分が見直しをさせていただくという提案をさせてもらったものになっております。重度障害者手当につきましては、20歳未満を支給対象とするという年齢制限を設ける内容となっております。そして、(4)には平成29年度の決算見込み額をもとにして試算をさせていただいた数字を掲載させていただきました。

次の62ページをお願いいたします。

こちらのほうではタクシー料金の助成事業についてであります。こちら（１）、（２）、（３）につきましては重度障害者手当と同じで、現行制度の概要、現行制度の利用状況、それから見直し案のたたき台の概要を示させていただいております。

今回、タクシー料金についての見直し案としましては、対象者につきましてはこれまでどおり変更はございませんが、新たな所得制限といたしまして、現行制度では障害のある方ご本人の所得で判断をするんですが、扶養親族がない場合の所得額は360万4000円以内を対象としている制度であるんですが、こちらのほうを、障害者ご本人の方の所得が市民税非課税の方を対象とするというような見直し案になっております。

また、利用率が非常に悪いというご指摘とかお声をいただいておりますので、今回、1乗車につき現行制度については1枚しか利用できていない制度を、1乗車につき2枚を利用するというような形で提案をさせていただいております。

それに伴いまして、現在、1乗車につき1枚利用する場合は初乗り料金相当分を助成させていただいておりますが、1乗車につき2枚利用できるということになりますので、少し初乗り乗車相当分ということでは非常に助成がしづらいということもありましたので、1枚当たり500円という金額を助成させていただくという内容で提案をさせていただいております。（３）で示しました提案の内容をもとにしまして平成29年度の決算見込み額で試算をさせていただいた数字を（４）に記載させていただいております。

次、63ページをごらんください。

63ページにつきましては自動車燃料費用の助成事業について、先ほどと同じような形で現行制度、それから利用状況、見直し案のたたき台と、平成29年度の決算見込み額をもとに試算をさせていただいた数字を載せさせていただいております。

ちなみに、自動車燃料費用助成事業につきましては、こちらも本人の所得で判断をしておるんですが、市民税非課税の方を対象とする案を示させていただいております。こちらにつきましては、70歳未満の方を助成対象とするという内容が主な見直し案の内容となっております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

こちらからは身体障害者4級医療費助成制度案のたたき台になります。

まず、（１）に四日市市における身体障害者手帳を持っていただいております方の所持者数の状況を示させていただいております。

(2)については、身体障害者4級医療費助成が他都市でどのような状況にあるかというのを示させていただいております。中核市及び中核市の候補市である都市の身体障害者4級医療費の助成制度の実施状況、それから、県内の市町の状況を示させていただいております。

(3)に、今回初めて、私どものほうから皆さんにご議論いただくために身体障害者4級医療費助成制度案のたたき台ということで三つほどお示しをさせていただいております。現行の身体障害者1級から3級の方とは異なる所得制限ということで、こちらにつきましても、市民税非課税世帯を対象とするような案、それから、自己負担で医療費の1割を負担していただく、それから、対象の医療費といたしまして、通院の医療費を助成させていただくという内容を示させていただきました。

次の65ページについては、こちらの示させていただいた案をもう少し詳しく書かせていただいたものとなっております。特に所得制限の部分につきまして、所得と収入でわかりにくいというような委員からのご意見がございましたので、具体的に単身世帯の場合と配偶者、子供2人を扶養している場合の所得の場合の大まかな金額、収入で示した場合の大まかな金額を示させていただいて、議論をしていただくための資料として提供させていただきました。

申しわけございません、資料、少し戻っていただきまして、56ページを再度お願いいたします。

それぞれ既存事業の見直し案であり、身体障害者4級のほうを提示させていただいて、各委員の皆様から出されました主な意見といたしまして、重度障害者手当については、この手当を現在受給していただいている方の身体障害者の方と知的障害者の方の内訳を示してほしいというようなご意見がございました。そちらにつきましては、現在、集計をさせていただいて、次回の障害者施策推進協議会でお示しさせていただくというような形でお約束をさせていただきました。

タクシー料金助成事業につきましては、委員の中から、現行制度では、現在、初乗り料金相当分ということで200円から650円の助成があるんですが、見直し案は500円となっているが、やはり初乗り料金相当分を大まかでほぼ650円程度助成をいただいておりますので、そういったものにしてほしいというご意見であったり、市民税非課税にすると、具体的にはどれぐらいの方が対象になっていくのかというようなご質問があり、おおむね8割程度の方が支給対象になるという試算があるというご回答をさせていただいているところであ

ります。

次に、自動車燃料費用の助成事業なんですけど、こちらでは、現行制度では年齢制限はないんですが、今回、70歳未満という形で提案をさせていただきました。団体様のほうからは、現在、団体に加入されている方の中でも70歳以上の方で高齢の方もいるということで、もう少しその年齢については見直していただけないかというようなご意見でありました。

あと、身体障害者4級医療費助成制度につきましては、やはり所得制限の部分で、市民税非課税ではなく、もう少し高い部分で見えていただけないかということであったり、やはり入院医療費についても見てほしいというようなさまざまな意見がありましたので、次回の障害者施策推進協議会において議論を重ねていくという形でお話をさせていただきました。

長くなって申しわけありませんが、私の説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 中森慎二委員

障害者施策推進協議会の内容の中でちょっと教えてほしいんですが、例えば62ページにタクシー料金助成事業の現行制度というのがありますね。これは、72枚を年間、対象の障害者の方に渡されて、実際使うときは、その方が現実に障害者で、その方の利用券であるというのはどういうふうに確認しているんですか。

○ 田中障害福祉課長

タクシー券を利用していただくときには、タクシー券とともに障害者手帳を運転手の方に提示してくださいという形をお願いしております。タクシー会社さんのほうにも、必ず利用の際は障害者手帳の確認をしてくださいということでご協力をお願いしております。

○ 中森慎二委員

ちょっと私、正確な話ではないので、聞いた話です。この利用券を障害者同士で行き来している部分もあったり、あるいは障害者でない方も利用しているのではないかとと言われる方もみえました。これ、私は確認をしていません。ですので、不確実な話ですので、ですので、タクシーの運転手さんが障害者手帳を確認するというのは、あけて顔も確認をして、番号も確認をしているということですか。

○ 田中障害福祉課長

障害者手帳の一番表面にご本人さんの顔写真がついておりますので、その顔写真——ただ、かなり昔に撮った写真の方もみえますので——を運転手さんが目視で確認していただいておりますというところになっております。

○ 中森慎二委員

そうすると、よく似た人やったらわからん場合もあるということですね。そういうことですよね。白黒ですか、写真って。障害者手帳の写真は。

○ 田中障害福祉課長

カラーの方が多いですが、中にはやはりまだ白黒の方もございます。

○ 中森慎二委員

そこら辺もタクシーの運転手さんの良識——利用者はもちろんの話なんだけど——それに委ねられているという話ですね。

○ 田中障害福祉課長

まず、タクシー会社さんのほうには協力依頼ということでその辺の確認をお願いしているのと同時に、やはり不正の防止という観点もありまして、それぞれ個人のタクシー券にはナンバリングをして、一応、その人の名前が書いてあり、そのナンバーと名前が一致しているかどうかというのは、我々、支払いの際には確認をさせていただいております。

○ 中森慎二委員

でも、使われる現場においては、タクシーの運転手さんの良識にかかっているというこ

とですね。だから、懇意の運転手さんが例えばみえたら、あうんの呼吸で障害者手帳も出さずに使われているケースもあるかもわからんという——あれですよ、確認はしていませんで、私は——そういうこともできないことはないということですね。わからないわけですね、そこら辺は。

○ 田中障害福祉課長

一応、委員おっしゃられるように、それぞれのタクシーの運転手の善意にお任せしている部分というのは非常に大きな部分になっております。ただ、利用される方も、タクシーに乗車される際に障害者手帳を提示していただくことで、この券を使えるのとあわせて、1割の割引ということもあわせて使っていただくことができますので、ご本人さんにとっては、それを提示して、本人が使うことのほうが有利に使っていただけるのかなというふうには考えております。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 山口智也委員

ちょっと私も、これ、聞いた話なので、不確実な話なんですけど、私のほうは、こっちの燃料費の話なんですけれども、この燃料費の支給というのは、具体的にどういうふうにされるんですか。

○ 田中障害福祉課長

対象者の方に支給決定をさせていただいたら、その方には燃料を入れる際に領収書をとっていただく。さらに、その領収書には、現在、ご本人さんの名前が出る、例えばクレジットカードなんかでガソリンを入れた場合——クレジットカードで名前が出てくる場合がありますね——そういった名前が確認できる領収書は、そのまま領収書であったりレシートをいただくんですが、ここ最近ではセルフのスタンドが多くなっておりまして、セルフ

の場合は、どうしてもレシートにも名前が出ませんので、その際はガソリンスタンドの職員にお願いしていただいて、職員の名前と印鑑を押して、誰々様という領収書を書いていただくような形で今お願いをさせていただいております。その領収書を提出していただいて、我々は助成をさせていただくというような流れになっております。

○ 山口智也委員

これはあくまで当然、本人さんに対する支給ですわね。やろうと思えば、ご家族がそれを、ガソリンを使われてという使い方をされているというのも聞いたこともあるんですけども、そういうことに対しては、基本的にはそれは不正行為ですよ。だから、そこら辺の防止策というか、今回これ、今検討していただいている内容には、そこら辺はなかなか含まれていないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の何か対策というのは考えていらっしゃるんですか。

○ 田中障害福祉課長

一応、毎年1度、現況確認ということで、ご本人様の運転免許証のコピーを出していただいて、当然、免許証の有効期限があるかどうかということを含めて確認をさせていただいております。ただ、委員おっしゃられるように、免許は持っていても家族の方が運転をされた分について入れるという部分までは、どうしてもちょっとなかなかわかりにくい部分があるという事実もございます。

○ 山口智也委員

それは免許証を確認しても全く防止にはならないと思いますので。多分そういうのは皆さん十分ご存じの話やと思いますので、そのまま放置しておくということはどうなのかなというふうに思いますので、これ、対策をしっかりとやっていただきたいなと思います。

それから、ご意見の中で、70歳までというふうに今回制限されるということなんですけれども、実際問題、75歳までということも考えてほしいという意見があったりして、現実問題、やっぱり70歳というと、本当にまだまだお元気で動かれますし、ごもつともなご意見だなというふうに思いましたので、またしっかりと検討してやっていただきたいと思えます。

それで、今、検討していただいているのを障害者施策推進協議会のほうでまた協議をし

ていただいて、その後にまた我々議会のほうにもご報告をしていただくというような流れになっていくんですかね。

○ 田中障害福祉課長

また障害者施策推進協議会を開きまして、その内容につきましては、随時、こちらの委員会のほうにもご報告をさせていただきます。

○ 山口智也委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 荒木美幸委員

1点お願いします。

四日市看護医療大学のところですか。新しい学科が設置されるということで説明があったということなんですが、市からは四日市看護医療大学については奨学資金が毎年払われて、平成29年度の決算でも1億円近くですね、奨学金として払われていると思いますが、これは医療従事者の確保ということで、卒業したら5年間でしたか、四日市市内の病院に勤務をしていただくということが条件になっている奨学金だと思いますが、学校側から、新しく設置される臨床検査学科についても、そういった奨学金というのを設置してもらえないかといったような意見がなかったのかということと、もしそういう要請があった場合の市の考え方というか、そういうのがあれば教えていただけませんか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

まず、奨学金に関しまして、大学側から話がなかったのかということなんですが、第1回の運営協議会の中では特にございませんでした。恐らくまだそこまでの大学さんのほうも余裕がないのかなというふうには思いました。

もし、当然……。

○ 伊藤嗣也委員長

補足説明ですか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

健康福祉部、濱田でございます。

大学側といたしましては、今回の学部増設に当たりまして、建設費の補助であるとか奨学金等については考えていないというようなお話を聞いております。

○ 荒木美幸委員

ちょっと意外なんですけど、考えていないという明確なあれですね。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

市への補助等については考えていないと。

○ 荒木美幸委員

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 山口智也委員

四日市看護医療大学のほうでちょっと教えていただきたいんですが、今回の臨床検査学科というのは、その設置目的の中には、市立四日市病院の技師をしっかりと確保していくというところも一つ目的の中に入っているのかということの一つ聞きたいのと、もう一つ聞きたいのは、今回、目玉なんだろうなと思う細胞検査士というのがどういう資格であって、これが社会的にニーズはどうなのかというのだけ知識としてちょっと知りたいもので、教えていただきたいなと思っております。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

まず、一つ目のご質問なんですけど、特に市立四日市病院に限らず、地域医療に資すると

いうふうに考えておりますので、四日市市内の病院——個人的には市立四日市病院に行っていたらありがたいですけれども、特に市立四日市病院だけということではないと思います——全体的な底上げをというふうな報告をいただいております。

それから、細胞検査士なんですか、これに関しましては、まず臨床検査技師の資格が必要となります。それがあって、その後、臨床検査士のほうで多分、済みません、ここはちょっと記憶が曖昧で申しわけないんですが、1年間の臨床経験を経て、初めて受験資格ができるということでございます。もちろん母体となります臨床検査技師もそうですし、それから細胞検査士——細胞というと、例えばがんの検査をすとか、そういう仕事なんです——どちらもまだまだ人数が不足していると、全国的に不足しているという状況でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

わかりました。ここの説明では、十分ニーズ調査をしてニーズがあるということで、いけるという判断をしていただけるということなんですけれども、なかなかそういうのって当たらずで、ちょっと心配するもので、しっかりやる見通しが本当に確実なのかというところを引き続き調査しながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方はありますでしょうか。

○ 藤田真信委員

これに関したことじゃないですけど、資料で障害者（児）施策に関する調査結果報告書ということで、平成30年の3月にお出しいただいているんですよね、ことしの3月か。これって何かここの委員会には提示ってあったんですけど。なかったんですけど。ちょっと……。

○ 田中障害福祉課長

昨年度の事業でアンケートをさせていただいて、今回、初めて資料として出させていただきました。

○ 藤田真信委員

これはこれで、今回、所管事務事務調査の報告の中で同時に報告みたいな雰囲気ですかね。

○ 伊藤嗣也委員長

どうでしょうか。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

これ、第4次の障害者計画に向けてのアンケートでございますので、今回、これを参考に、今からこれをもとに計画の策定に向けて取り組んでいくということでございます。

○ 藤田真信委員

わかりました。またしっかり読ませていただきます。

○ 中森慎二委員

関連ですけど、ついでの報告じゃなくて、これだけの報告をせないかんのじゃないの。別の会議体についての資料のおまけみたいな形で言っている話じゃなくて、アンケート結果、重要な話になるんだとしたら、委員長にお願いして、別枠でまた時間をとってもらって。これをベースに施策の展開をしていくという話なら、なおさら大事な話だと思うんですが。要らんことを言いましたけど。

○ 伊藤嗣也委員長

どうでしょうか。そういうお考えは。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

またもしお時間をとっていただければ、ご説明もしたいと思いますし、アンケ

ート調査をもとに、我々、今、計画に向けての骨子案等をつくっておりますので、またそのあたりができた段階でご説明なり、協議をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくお願ひいたします。

他にご質疑のある委員の方。

○ 太田紀子副委員長

9ページを見ていて、新しい臨床検査士。ここの9ページに学生の確保及び就職先の確保で、下のほうにいろいろと医療メーカーとか、そういうことを書いてもらってあるんですけども、これは三重県内、四日市市にもそういうところがあって、市内や県内に在住とか、住み続けていただけるということを視野に入れて、それとも、医療メーカーやそういうのは余り三重県内、四日市市内というのを考えてみると、市外にも流出という部分で、どのような考えでみえるのでしょうか。

○ 辻健康福祉部長

私、この協議会の委員ですので、そういう意味でも私のほうからご答弁申し上げますが、冒頭、次長がご案内しましたように中部管内で6校ですか、ただ、県内では鈴鹿医療科学大学のみ臨床検査学科があるというふうな説明がございました。それで、応募につきましても300人近い人数が応募をされて、定員が50人、それだけの入り口という説明をしておりましたけれども、それだけ人数があつて、県外なり関西に求めていると。

じゃ、出口はどうかという、実はそういう話もありまして、今、例えば鈴鹿医療科学大学さん、平成28年度に初めて出たのかな、平成28年3月、平成29年3月、平成30年3月の卒業生が既に出ておられます。その中での、先ほど市立四日市病院というお話がありましたが、県内の医療機関、半数まではいきませんが、かなりの卒業生が、公的な病院だけでも赤十字病院でありますとか市内の総合病院でありますとか、四日市市内もありますし、県内もそういう病院あたりに非常に多く就職していらっしゃいます。見る限りでは病院がかなり多かったのかなという印象がありますが、そういう形でかなりの人数とか、卒業生が、就職、出口のほうも非常に需要のほうが多いというような説明も受けて、

こういうところでこの分野にということもその一つにあったという説明を大学側から聞いてございます。

さらに申すれば、今、チーム医療というのが医療現場では主流になってございますが、今、臨床検査学科をする意味はというような問いもしたんですけれども、今は看護の単科ですけれども、臨床検査の教員も含めて内部で充実できるという、相乗効果も見込めるといふふうな説明ももらったところです。

少しご質問から離れましたけれども、入り口、出口、そういうような状況ということでございます。

○ 太田紀子副委員長

なるべく県内や近いところで、市内でという思いもありますけれど、ある程度、卒業者がふえてくると隣の鈴鹿市にあるということ踏まえてなんですけど、過剰になってくる可能性も十分にありますよね。看護師さんじゃないから、そんなに一つの病院に何人も、何十人いるという、そういう職種というか、技師ではないと思うもので、そういった場合にほかに受け皿となる就職先というかそういうこともやっぱり、将来的に誘致を進めるとか、企業のそういうことを見ていかないと、せっかく資格を取ったけれども、よその他府県に人が流れていくというのも残念な話だと思いますので、やっぱりそういう点も考えて、数年は出口は大丈夫だよと、だけど、継続的なことをしていかないと、ケアというか、対策を立てていかないとと思うと、長い目で見ていく意味でも、そういった部分でもうちょっと研究というか、検討していただくように、これは要望でお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

要望ということでございます。

○ 藤田真信委員

ちょっとごめんなさい、くどいようであれなんですけど、先ほどのアンケートのあれなんですけど、結構すごいというか、いろんな分野での中身で、ちょっと細かくは言いませんけど、このアンケートを聴取していただいた結果が今回出て、次、計画策定していただくという中での話で、アンケート自体の中身を関係部局、アンケートに関係する部局と共有というのはしますか。その計画をつくる上ではもちろん共有はするでしょうけど。

○ 田中障害福祉課長

もちろんこのアンケート結果につきましては、関係部局のほうにも配付をしておりますので、情報の共有はさせていただいております。

○ 藤田真信委員

協力して、しっかりやってください。お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

要望ということで。

以上、どうでしょうか。他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他に質疑もないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

これで健康福祉部の所管分は終了といたします。どうもお疲れさまでございました。

委員の皆様申し上げます。教育委員会の決算審査におきましてご指摘のありました、各家庭での負担で購入していただいております体操服等の金額や購入業者等について、各学校別の状況を調査いただき、資料として取りまとめてもらいましたので、教育委員会からの説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

今から、よろしいでしょうか。まとまったということで。

○ 中森慎二委員

所管事務調査では……。

○ 諸岡 党委員

それはそれで。

報告だけいただくというだけで、審査をきょう、別にするわけではないです。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。

資料のほうをお願いいたします。

委員の皆様申し上げます。2カ所ほど数字が間違っておったという資料がございまして、さっきそこについて、ケアレスミスでございますが、皆さん、ご承知おきいただけますでしょうか。

後ほどタブレットのほうには配信をまたしていただくことになろうかと思っておりますので、とりあえず、きょうの時点で修正箇所をご確認ください。

それでは、ご説明のほうをよろしくをお願いいたします。

○ 廣瀬教育監

教育監の廣瀬でございます。

まず、平成29年度本市に係るいじめ、不登校の状況報告、先日、お示しさせていただきました資料のほうに間違いがございましたので、大変申しわけないと思っております。担当から簡単にご説明をさせていただきますので、少しお時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長、川邊でございます。

先ほど委員長のほうからも申し上げていただきましたが、先日の資料の中で、13の表の中の11、不登校の要因の左端の分類別児童数のところの数字に誤りがございました。45、94というところが48、97の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。今後、こういうことのないように十分気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、資料の説明のほう、よろしくお願いいたします。

○ 高橋指導課長

指導課の高橋でございます。

諸岡委員のほうからご請求のありました資料のほうをご説明させていただきます。

ホッチキスでとめてございますA3のものでございます。小学校体育服等購入業者一覧ということで、各校の体操服、上、それから下のパンツ等の表となっております。

見ていただきますと、ほとんどのところが、体操服でございますけれども色の指定はございます。白とか、それからファスナーとか丸首とか、色が少し指定がございますけれども、ほとんどの学校はその他規定なしというようなところで、自由購入というようなところとなっております。

12番の内部小、それから21、22、23、35のところが、それぞれ特殊な色であったりとか形状がございますので、業者を指定して購入をということで、そこに金額、値段と業者の名前が書いてございます。金額で21番のところですがけれども、からというふうになっておりますのは、ここ3校続いておりますけれども、サイズによって値段が違うというようなところがございます。

それから短パンのほうですがけれども、12番、それから35番は形状がクォーターパンツ—短パンよりも少し長くてハーフパンツよりも短いもの—それから、ハーフパンツはこの値段、2000円、2200円ということになっております。21番、それから23番はサイズによって値段が違うということになってございます。

それから、体操服にかかわっては、ジャージ上下が1校、23番でございます。ここも上下ともサイズによって値段が違うというようなことになってございます。それからあと、29番ですがけれども、ここは2本線があればその他規定なしということで、紺ということになってございます。

かばんは、小学校の場合は指定はございません。

小学校については以上でございます。

それから、中学校でございます。体操服上下、それからジャージ上下、それからかばん

というようなどころでお示しをさせていただきました。このような形で各校、体操服、それから短パン、それからジャージ上下等、このような業者で購入をしております。地元業者というところが非常に多いのと、それから、以前から特徴的なデザイン、その学校のオリジナルといいますかそういうようなものをしていることから、地元の業者であったりとか、また、廃版に伴って選定、仕様をした上で選定をして、その中で購入をしていくというふうなところで、このような業者で取り扱うというようなことになってございます。

それから、かばんについてでございます。大体ボストンバッグがほとんどで、大とか中とかでございます。最近リュックも出てきて、このような2社のところから買っているというようなところがございます。あと、バーの部分は規定なしというようなところでございます。その2社については市内業者というところでお示しをさせていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様から休会中の所管事務調査のテーマとして取り扱ってはどうか等のご意見等がございましたら、ご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

今いただいた資料を見ると、やはりかなり値段の開きがありますよね。特に小学校の体操服なんか、ほとんど指定がないんだけど、高いところは2000円と。一般的に今ネットで調べたら、大体相場は1000円ぐらいなんです。相場の倍の体操服を強制的に買わされているわけですよね。だから、この辺も含めて、やはり休会中の所管事務調査か勉強会か、何らかの形で委員会で取り上げていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員から申し出がございました。それでは、後ほど休会中の所管事務調査の日程を決めていただく際にテーマとしてお諮りいたしますので、そのとき、よろしく願いをいたします。

それでは、本件についてはこの程度といたします。

委員の皆様は、確認事項がありますので、しばらくお待ちください。

理事者は退席を。ありがとうございました。

インターネット、切ってください。

ちょっと5分程度休憩で、45分再開で。5分程度だけちょっとよろしいですか。まだ少しありますので、確認事項。済みません。

14 : 39 休憩

14 : 43 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、済みません。皆さん、お疲れのところ申しわけございません。もう少しだけおつき合いを願います。

次に、8月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてでございますが、審査順序に記載のと通りの日程で開催されますので、よろしく願います。

また、タブレットに当日の事項書案をアップロードしておりますが、会場に18時集合でよろしく願います。

また、議会報告会での進行につきましては、前回、私から審査事項の報告を行いました。今回は、決算、予算、また、部局も多岐にわたることから、部局ごとに各委員が説明、報告をいただきたくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくそれをお願いいたします。

了解いただいたということで、では、教育委員会とこども未来部と健康福祉部と三つに担当を分けて報告をお願いしたいと思いますが、ご希望する委員の方、おられればありがたいですが、いかがでしょうか。

○ 藤田真信委員

端的に報告ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

まあ、その辺は。

いかがですか、もし……。

○ 藤田真信委員

やってもいいです。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

どれをか言うてください。教育委員会、こども未来部……。

○ 藤田真信委員

どこでもいいです。

○ 伊藤嗣也委員長

ほかに。

いかがですか、山口さん。

○ 荒木美幸委員

決算は委員外……。

○ 伊藤嗣也委員長

ごめんなさい。荒木さん、いかがですか。

○ 荒木美幸委員

いいですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

副委員長、お願いしてもいいですか。

○ 太田紀子副委員長

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません。教育委員会はどうでしょうか。教育委員会をやりたい人。

○ 藤田真信委員

じゃ、僕、教育委員会を。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、お願いします。

こども未来部、健康福祉部で……。

○ 荒木美幸委員

こども未来部を。

○ 伊藤嗣也委員長

こども未来部を荒木委員、お願いします。

健康福祉部を副委員長にお願いします。

以上で決まりました。ありがとうございます。

それから、議会報告会とシティ・ミーティングの司会進行役につきまして決めたいと思います。希望される方、おられますか。

○ 諸岡 党委員

三重地区やったら、中森先生、どうですか。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。司会進行。

○ 諸岡 党委員

三重地区やし。

○ 中森慎二委員

何をすればいいの。

○ 伊藤嗣也委員長

司会進行。

いや、どなたでもあれなんですけど。よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

三重地区やでか。

○ 諸岡 党委員

そう、三重地区やで。

○ 伊藤嗣也委員長

ご指名が……。中森委員のほう、司会の進行、えらい申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。ついでにお客さんのほうもひとつよろしく頼みます。

それでは、中森委員のほうに司会進行をお願いしたいと思います。

当日の資料につきましては、議案資料、委員会資料を中心に事務局で作成して調整させ

ていただきますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

では、そのように取り計らいます。

また、シティ・ミーティングの形式について打ち合わせをさせていただきます。

前回、二つのグループに分けて行ったわけですが、前回、非常に好評やったのかなと思うんですけど、今回も前回のような形のグループ分けでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。済みません、ありがとうございます。では、グループ形式で二つのグループということで、たくさんおみえになった場合は、またそのとき、臨時でご相談するかわかりませんが、基本的には二つのグループということで。あの部屋、いけますか。

それでは、仮称ですが、Aグループ、Bグループとちょっと正副のほうで勝手に分けさせてもらいました。Aが私、荒木委員、笹岡委員、山口委員で、Bグループは太田副委員長、中森委員、藤田委員、諸岡委員でとりあえず決めさせていただきたいと思います。また複数ふえる場合は別途相談させていただきます。

各グループの司会進行は、とりあえず正副で行わせてもらいますので、よろしく願います。

書記と申しますか、発表につきましてお願いしたいんですが、もし差し障りなければ、Aグループ、山口委員、Bグループ、藤田委員にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。では、よろしく願いをいたします。

実は、11月定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングの日程なんでございますが、8月21日の議会運営委員会で示されましたわけですが、日程につきまして12月28日という案が出ておるわけでございます。かなり年末でございますし、市の職員も仕事納めということもありまして、もし委員の皆様のご了解がいただけるようでしたら、1月7日の月曜日、もしくは1月8日の火曜日で行いたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか、この件につきまして。

○ 諸岡 覚委員

今のところ、8日は避けていただきたいです。

○ 伊藤嗣也委員長

7日は大丈夫なんですか。

○ 諸岡 覚委員

7日は大丈夫です。

○ 伊藤嗣也委員長

例えば7日でご都合の悪い委員の方、おられますでしょうか。いいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、1月7日に11月定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングを行わせてもらいたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

次、開催場所について、お聞きいたします。

今回は南部ブロックのほうでございます。直近の開催場所といたしまして、その中で一番遠ざかっておるのが塩浜地区でございます。次、日永地区、次、中部地区でございますので、例年、前回もそうでしたが、一番遠ざかっておるところといたしますと、第1候補を塩浜地区市民センター、第2候補を日永地区市民センター、第3候補を総合会館というふ

うにお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、開催場所につきまして、状況を調べなありませんので、とりあえず委員の皆様から了解をいただいたと、その三つの候補の順番ということによろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

では、そのように進めさせていただき、結果が決まりましたらご報告させていただきます。

それから、行政視察について少しご報告と確認をさせていただきます。

前回、旭川市と札幌市ということでご確認をいただいておりますが、9月6日の北海道の地震を受けまして、視察受け入れ先について各市に確認をいたしましたところ、旭川市につきましては受け入れに支障がなくオーケーということで、ぜひ来ていただきたいと、逆にそういう言葉をいただいております。しかし、札幌市につきましては、ちょっと影響でご遠慮いただきたいということでございますので、につきましては、旭川市を軸として正副で再度、視察先を調整しておりますので、正副に一任をいただけないでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

旭川市さんのほうはぜひ来てくださいということ、復興もあって、いろいろと宿泊客、観光客も減っておるし、経済的なダメージも大きいということでございますので、何とか当委員会としてと思っています。中森委員のほうからも助言もいただきまして、その辺も事務局と調整しながら、また皆様にお示ししたいと思っておりますので。

○ 中森慎二委員

やっぱりこの時期に、被災しているときにうちの委員会が行くことに対して、いろんなご意見もあるかわからないので、ちょっと私、委員長にお願いしたのは、旭川市からぜひ来ていただきたいという話ですので、こちらから一度お伺いを文書で出して、向こうからもぜひそういうことも含めて来ていただきたいというものをいただいたほうが流れ的にはいいんじゃないのかなと。

○ 伊藤嗣也委員長

こちらでも文書を出してと。

○ 中森慎二委員

電話では確認してもらってあるんだけど、そういう意思確認をちょっと紙で行うと、より今後、何か言われたときでも、そういうことも含めてお邪魔していつているんですというふうに説明できるのではないかなと。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局書記のほうと調整しまして、正副のほうでその辺、調整したいと思います。

それでは、そういう方向で、日程が決まりましたらまたご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、所管事務調査の件でございますが、日程につきまして案でございますが、実は、監査、特別委員会、四日市港管理組合の日程の都合上、かなりタイトになっております、正直。それで、調整をさせていただきましたところ、もう二つの日しかございません。10月29日月曜日の午前10時からか、もしくは午後1時半からか、それが1点。もう一点が、11月1日の木曜日午前10時から、午後は議員研修会がございますので、このどれかで何とか委員の皆様、日程のほう、ご確認をいただけませんか。何せあいていないので、皆さんがそろうのは。

○ 諸岡 覚委員

できれば、29日の午前、午後、これはどちらでもいいんですが、1日の10時から取って、2日にわたって時間を取ればと思うんですが。

○ 伊藤嗣也委員長

なるほど。要は……。

○ 諸岡 覚委員

二、三時間では終わらんような感じがするんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員は、少しの時間では終わらないから、この両方ともとりあえずとって、一つ予備ということですか。という意味で2日間とると。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

29日なら、午後のほうが。会派会議がある可能性があるのでは。

○ 伊藤嗣也委員長

29日の午後1時半からと……。

○ 諸岡 覚委員

と1日の午前。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

○ 藤田真信委員

午後1時半からならそこそこ時間を取れるんじゃないですか。それでも2回すると。

○ 諸岡 覚委員

わからんですけど、最悪、終われば、1日は消せばいいので、1日は予備日くらいの

位置づけで両方押さえておくくらいでどうですか。

○ 太田紀子委員

内容は開けてみないと、どのようなあれになるか。今までさわったことがないことですのでね。

○ 伊藤嗣也委員長

いかがでしょうか。パンドラのふたをあけたという感じかなという気もせんこともないのかなと。

そうしましたら、10月29日月曜日午後1時30分からで、11月1日木曜日10時から予備日としてさせていただきますので、委員の皆様、どうかよろしく願いをいたします。

先ほどの所管事務調査のテーマなんでございますが、学校指定物品の取り扱いにするか、学校指定物品（体操服等）の取り扱いにするかが案でございます。

○ 諸岡 党委員

体操服等は入れずに学校指定取り扱い物品全般ということで。もう一つ、ついでに資料請求を委員長からしてもらいたいのは、きょう、体操服とかばんだけデータをいただきましたが、それ以外にどんなものがあるか、私、正直、わかりませんが、学校指定で生徒に拒否権がない状態でとにかく買わなければいけないようなもの、そのリストと金額、全部。一月以上あるんで、多分それぐらいの資料はつくれると思うんですが、それも用意していただきたいなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、タイトルといたしましては、またきちっとしますけれども、とりあえず学校指定物品の取り扱い全般についてということで、その他に先ほど諸岡委員のおっしゃっていただいたことを調査資料として準備いただくということで、他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、最後に、分科会長報告、委員長報告につきましては正副に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

これで全ての事項が終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。どうも皆様、長時間にわたりありがとうございました。

14 : 55 閉議